所得税法等の一部を改正する法律をここに公布する。

御

名

令和五年三月三十一

日

内閣総理大臣

岸田

文雄

法律第三号

所得税法等の一部を改正する法律

次中「第七十一条」を「第七十一条の二」に改める。 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

第七十一条まで」を「、第七十条又は第七十一条」に改める。 第二十二条の見出しを削り、同条第二項第一号中「の金額の計算」を削り、同条第三項中 「から

務省令」に、「給与等の支払者」を「、給与等の支払者」に改め、「されたもの」の下に「又はキャリ もののための支出(教育訓練(雇用保険法第六十条の二第一項(教育訓練給付金)に規定する教育 アコンサルタントにより証明がされたもの(教育訓練に係る部分に限る。)」を加える。 訓練をいう。同号において同じ。)に係る部分に限る。)」を加え、同項第五号中「財務省令」を「、財 の三(業務)に規定するキャリアコンサルタントをいう。次号において同じ。)により証明がされた 等の支払者」に改め、「支出」の下に「又はキャリアコンサルタント(職業能力開発促進法第三十条 第五十七条の二第二項第四号中「財務省令」を「、財務省令」に、「給与等の支払者」を「、 第四十八条の二第一項中「第二条第五項」を「第二条第十四項」に改める。 第二十四条第二項ただし書中「有価証券」の下に「その他政令で定めるもの」を加える。

(特定非常災害に係る純損失の繰越控除の特例)

第七十条の次に次の一条を加える。

官

第七十条の二 確定申告書を提出する居住者のうち次に掲げる要件のいずれかを満たす者(特定非 のは 災純損失金額以外のもの(」と、「のうち、」とあるのは「のうち」と、「政令で定めるもの」とある 常災害発生年純損失金額」と、同条第二項中「純損失の金額(」とあるのは「純損失の金額で被 たものを除く。)がある」と、「当該純損失の金額」とあるのは「当該純損失の金額及び当該特定非 において控除されたもの及び同条第二項の規定により還付を受けるべき金額の計算の基礎となつ の前年以前五年内において生じた特定非常災害発生年純損失金額(この項の規定により前年以前 いう。次項において同じ。)以外のもの(」と、「がある」とあるのは「並びに当該居住者のその年いう。以下この項において同じ。)及び被災純損失金額(同条第一項に規定する被災純損失金額を 金額で特定非常災害発生年純損失金額(次条第一項に規定する特定非常災害発生年純損失金額を における前条の規定の適用については、同条第一項中「純損失の金額(」とあるのは「純損失の 該特定非常災害発生年純損失金額又は当該被災純損失金額の生じた年の翌年以後五年内の各年分 定非常災害発生年において生じたものを除く。以下この項において同じ。)を有する場合には、当 者の当該特定非常災害発生年において生じた純損失の金額をいう。)又は被災純損失金額(当該特 分の所得税につき青色申告書を提出している者に限る。)が特定非常災害発生年純損失金額(その 発生日の属する年(以下この項、次項及び第四項において「特定非常災害発生年」という。)の年 の繰越控除の特例)において「特定非常災害」という。)に係る同法第二条第一項の特定非常災害 災害として指定された非常災害(第四項及び第七十一条の二第二項(特定非常災害に係る雑損失 号)第二条第一項(特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定)の規定により特定非常 常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律(平成八年法律第八十五 「政令で定めるもの及び当該居住者のその年の前年以前五年内において生じた被災純損失金

> けるべき金額の計算の基礎となつたものを除く。)」と、「純損失の金額に」とあるのは「純損失の 額及び当該被災純損失金額に」とする。 (この項の規定により前年以前において控除されたもの及び同条第二項の規定により還付を受

- ずべき事業の用に供されるものの価額として政令で定める金額に相当する金額の合計額のうち に占める割合が十分の一以上であること。 事業資産特定災害損失額の当該居住者の有する事業用固定資産でその者の営む事業所得を生
- の合計額のうちに占める割合が十分の一以上であること。 は山林所得を生ずべき事業の用に供されるものの価額として政令で定める金額に相当する金額 不動産等特定災害損失額の当該居住者の有する事業用固定資産でその者の営む不動産所得又
- 災純損失金額に」とする。 非常災害発生年特定純損失金額又は当該被災純損失金額の生じた年の翌年以後五年内の各年分に 災害発生年において生じたものを除く。以下この項において同じ。)を有する場合には、当該特定 の適用を受ける者を除く。)が特定非常災害発生年特定純損失金額又は被災純損失金額 の金額に」とあるのは「純損失の金額並びに当該特定非常災害発生年特定純損失金額及び当該被 同条第二項の規定により還付を受けるべき金額の計算の基礎となつたものを除く。)」と、「純損失 たものを除く。)及び被災純損失金額(この項の規定により前年以前において控除されたもの及び いて生じた特定非常災害発生年特定純損失金額(この項の規定により前年以前において控除され で定めるもの」とあるのは「政令で定めるもの並びに当該居住者のその年の前年以前五年内にお において同じ。) 及び被災純損失金額以外のもの (」と、「のうち、」とあるのは「のうち」と、「政令 特定純損失金額(次条第二項に規定する特定非常災害発生年特定純損失金額をいう。以下この項 もの (」と、同条第二項中「純損失の金額 (」とあるのは「純損失の金額で特定非常災害発生年 額で被災純損失金額(次条第二項に規定する被災純損失金額をいう。次項において同じ。)以外の おける前条の規定の適用については、同条第一項中「純損失の金額 (」とあるのは「純損失の金 確定申告書を提出する居住者のうち前項各号に掲げる要件のいずれかを満たす者(同項の規定 (特定非常
- 3 確定申告書を提出する居住者(前二項の規定の適用を受ける者を除く。)が被災純損失金額を有 ち、」とあるのは「のうち」と、「政令で定めるもの」とあるのは「政令で定めるもの及び当該居住 する場合には、当該被災純損失金額の生じた年の翌年以後五年内の各年分における前条の規定の のを除く。)」と、「純損失の金額に」とあるのは「純損失の金額及び当該被災純損失金額に」とす いて控除されたもの及び同条第二項の規定により還付を受けるべき金額の計算の基礎となつたも 者のその年の前年以前五年内において生じた被災純損失金額(この項の規定により前年以前にお 適用については、同条第一項中「純損失の金額(」とあるのは「純損失の金額で被災純損失金額 二項中「純損失の金額(」とあるのは「純損失の金額で被災純損失金額以外のもの(」と、「のう (次条第三項に規定する被災純損失金額をいう。次項において同じ。)以外のもの (」と、同条第
- この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
- の合計額で、前条第二項第一号に掲げる損失の金額に該当しないものをいう。) に係るものとし 災害損失合計額(棚卸資産特定災害損失額、固定資産特定災害損失額及び山林特定災害損失額 て政令で定めるものをいう。 被災純損失金額 その者のその年において生じた純損失の金額のうち、被災事業用資産特定
- これらに類するものにより補塡される部分の金額を除く。以下この項において同じ。)の合計額 するやむを得ない支出で政令で定めるものの金額を含むものとし、保険金、損害賠償金その他き事業の用に供される事業用固定資産の特定非常災害による損失の金額(特定非常災害に関連 事業資産特定災害損失額
  その者の棚卸資産特定災害損失額及びその者の事業所得を生ずべ
- 準ずる資産で政令で定めるものをいう。第七号において同じ。)をいう。 事業用固定資産 土地及び土地の上に存する権利以外の固定資産等 (固定資産その他これに

額に当該各号に定める割合(期限後申告書又は第一項第二号の修正申告書の提出が、その申告に れぞれの税額に当該各号に定める割合を乗じて計算した金額の合計額を控除した金額とする。 て同じ。)を乗じて計算した金額の合計額から累積納付税額を当該各号に掲げる税額に区分してそ 知してされたものでないときは、その割合から百分の五の割合を減じた割合。以下この項におい 係る国税についての調査があつたことにより当該国税について更正又は決定があるべきことを予 二項の規定にかかわらず、加算後累積納付税額を次の各号に掲げる税額に区分してそれぞれの税より計算した金額を控除した税額)が三百万円を超えるときは、同項の無申告加算税の額は、前 五十万円以下の部分に相当する税額 百分の十五の割合

- 五十万円を超え三百万円以下の部分に相当する税額 百分の二十の割合

三百万円を超える部分に相当する税額 百分の三十の割合

分の十の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。 わらず、これらの規定により計算した金額に、これらの規定に規定する基礎となるべき税額に百 る場合にあつては、第一号)に該当するときは、前三項の重加算税の額は、これらの規定にかか 第六十八条第二項中「同条第八項」を「同条第九項」に改め、同条第四項を次のように改める。 前三項の規定に該当する場合において、次の各号のいずれか(第一項又は前項の規定に該当す

る税目について、無申告加算税等を課され、又は徴収されたことがある場合 五年前の日までの間に、その申告、更正若しくは決定又は告知若しくは納付に係る国税の属す おいて同じ。) 若しくは納税の告知を受けることなくされた納付があつた日の前日から起算して 項(第二号に係る部分に限る。)(納税の告知) の規定による納税の告知をいう。以下この号に 期限後申告書若しくは修正申告書の提出、更正若しくは決定又は納税の告知(第三十六条第一 前三項に規定する税額の計算の基礎となるべき事実で隠蔽し、又は仮装されたものに基づき

申告加算税等に係る賦課決定をすべきと認める場合 た当該国税)の属する税目について、特定無申告加算税等を課されたことがあり、 初日の属する年の前年及び前々年に課税期間が開始した当該国税(課税期間のない当該国税に ついては、当該国税の納税義務が成立した日の属する年の前年及び前々年に納税義務が成立し その期限後申告書若しくは修正申告書の提出又は更正若しくは決定に係る国税の課税期間の 又は特定無

第七十条第四項中「第六十六条第七項」を「第六十六条第八項」に改める

(国税徴収法の一部改正)

官

第九条 国税徴収法(昭和三十四年法律第百四十七号)の一部を次のように改正する。

者等への協力要請)及び第百八十八条第三号(罰則)」に、「を検査する」を「その他の物件を検査し、 又は当該物件 (その写しを含む。)の提示若しくは提出を求める」に改め、同条第三号中 「あつた、若しくはあると認めるに足りる相当の理由がある者」に改める。 「、又はその」を 「、その」に、「その他の」を「その他」に、「及び第百八十八条第二号」を「(事業 第百四十一条の見出しを「(徴収職員の滞納処分に関する調査に係る質問検査権)」に改め、 「あり、」を 同条中

第百四十一条の次に次の一条を加える。 (提出物件の留置き)

第百四十一条の二 徴収職員は、滞納処分に関する調査について必要があるときは、当該調査にお いて提出された物件を留め置くことができる。

機関」を「事業者(特別の法律により設立された法人を含む。)又は官公署」に改める。 第百四十六条の二の見出し中「官公署等」を「事業者等」に改め、同条中「官公署又は政府関

示しなければ」を「提示しなければ」に改め、同条第二項中「検査」の下に「、提示若しくは提出 を「、提示若しくは提出の要求若しくは捜索をする場合又は前条の職務を執行する場合には」に、「呈 第百四十七条の見出し中「呈示等」を「提示等」に改め、同条第一項中「又は捜索をするときは」 要求、物件の留置き」を加える。

第百五十二条第四項中「質問及び検査」を「徴収職員の滞納処分に関する調査に係る質問検査権

は、その相手方としてその違反行為をした者は」に改める。 を増大させる行為をした」に改め、同条第二項中「また」を削り、同条第三項中「者は」を「とき 若しくは租税条約等の相手国等に対する共助対象国税の徴収の共助の要請による徴収に関する費用 し、又はその現状を改変して、その財産の価額を減損し、若しくはその滞納処分に係る滞納処分費 第百八十七条第一項中「、国」を「、若しくは国」に、「又はその」を「その」に、「をした」を「を

書類を提示した者」を「又は忌避したとき。」に改め、同条に次の一号を加える。 に改め、同条第二号中「若しくは忌避し、又は当該検査に関し偽りの記載若しくは記録をした帳簿 及び検査」を「徴収職員の滞納処分に関する調査に係る質問検査権」に、「した者」を「したとき。」 第百八十八条中「者は」を「場合には、その違反行為をした者は」に改め、同条第一号中「質問

三 第百四十一条の規定による物件の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに応じ 若しくは提出したとき。 ず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類その他の物件(その写しを含む。)を提示し、

(租税特別措置法の一部改正)

第十条 租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

目次中「第八十六条の六」を「第八十六条の七」に改める。

号の二の次に次の一号を加える。 第二条第二項第一号の四を同項第一号の五とし、 一の三 公共法人 法人税法第二条第五号に規定する公共法人をいう。 同項第一号の三を同項第一号の四とし、

改める。 第四条の二第一項及び第四条の三第一項中「第百九十四条第七項」を「第百九十四条第八項」

第八条の五第一項中「第三十七条の十三の二第十項」を「第三十七条の十三の三第十項」第八条の四第三項第三号中「第七十一条」の下に「及び第七十二条」を加える。

に改め

に

過する日までの間」を「以後」に改める。 1、「一……」| で改め、同条第三号及び第四号中「から同日の属する年の一月一日以後五年を経及び第三十五項」に改め、同条第三号及び第四号中「から同日の属する年の一月一日以後五年を経及び第三十二項」を「第三十七条の十四第三十四項

れか高い割合)を乗じて計算した金額」に改め、同項各号を次のように改める。分のいずれにも該当する年分にあつては、第一号に定める割合と第三号に定める割合とのうちいず 得税額に次の各号に掲げる年分の区分に応じ当該各号に定める割合(第一号及び第三号に掲げる年 のいずれにも該当する年分にあつては、当該各号に定める金額の合計額)」を「、当該調整前事業所 和六年から令和八年までの各年分のうち」を加え、「当該各号に定める金額(当該各号に掲げる年分 を「〇・二五」に、「百分の二」を「百分の一」に改め、同条第三項中「提出する個人の」の下に「令 に、「百分の十・一四五」を「百分の十一・五」に、「○・三五」を「○・三七五」に改め、 同号ロ中 び令和五年」を「から令和八年まで」に改め、同項第一号イ中「百分の九・四」を「百分の十二」 の十二]に、「○・一七五」を「○・二五」に、「百分の二」を「百分の一」に改め、同条第二項中「及 「百分の九・四」を「百分の十二」に、「百分の十・一四五」を「百分の十一・五」に、「○・一七五」 第十条第一項第一号中「百分の十・一四五」を「百分の十一・五」に、「百分の九・四」

- し、当該計算した割合が百分の五を超えるときは百分の五とする。) ある年分を除く。) 当該増減試験研究費割合から百分の四を控除した割合に○・六二五を乗じ て計算した割合(当該割合に小数点以下三位未満の端数があるときはこれを切り捨てた割合と 増減試験研究費割合が百分の四を超える年分(開業年の年分及び比較試験研究費の額が零で
- 該割合に小数点以下三位未満の端数があるときはこれを切り捨てた割合とし、当該計算した割 当該満たない部分の割合から百分の四を控除した割合に○・六二五を乗じて計算した割合(当 合が百分の五を超えるときは百分の五とする。)を減算した割合 (開業年の年分、比較試験研究費の額が零である年分及び次号に掲げる年分を除く。) 増減試験研究費割合が零に満たない場合のその満たない部分の割合が百分の四を超える年分

年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改める。

てた割合とし、当該計算した割合が百分の十を超えるときは百分の十とする。) に二を乗じて計算した割合(当該割合に小数点以下三位未満の端数があるときはこれを切り捨 試験研究費割合が百分の十を超える年分 当該試験研究費割合から百分の十を控除した割合

で定める金額をいう。)」を加え、同条第九項中「前項」を「前項第三号」に改め、同条第十一項中研究」を加え、同項第八号中「の売上金額」の下に「棚卸資産の販売による収入金額その他の政令な知識、技術又は経験であつて高度のものをいう。)を有する者に対して人件費を支出して行う試験の二及び第五号の三を削り、同項第七号中「関する試験研究」の下に「、高度専門知識等(専門的改め、同項第三号を削り、同条第八項第一号ロ中「第五号の二」を「第八号」に改め、同項第五号 三号に定める金額の合計額とする。)」を削り、同項第一号中「百分の九・四」を「百分の十二」にの合計額とし、第二号及び第三号に掲げる年分のいずれにも該当する年分にあつては第二号及び第 四」を「百分の十二」に改め、同条第六項中「及び令和五年」を「から令和八年まで」に改め、「(第 一号及び第三号に掲げる年分のいずれにも該当する年分にあつては第一号及び第三号に定める金額 「並びに令和元年分の売上金額及び試験研究費の額」を削る。 「百分の十二」に、「〇・三五」を「〇・三七五」に改め、同項第二号及び第三号中「百分の九・第十条第五項中「及び令和五年」を「から令和八年まで」に改め、同項第一号中「百分の九・四」

として政令で定めるものに限る。)」を加え、同号を同項第五号とし、同項第三号を同項第四号とし、化等に資するものとして政令で定める船舶にあつては、環境への負荷の状況が明らかにされた船舶 同項第二号を同項第三号とし、同項第一号中「機械及び装置並びに」及び「工具については、」を削 「から第三号まで」に、「第四号」を「第五号」に改め、同項第四号中「船舶」の下に「(輸送の効率第十条の三第一項中「令和五年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に、「又は第二号」を 同号を同項第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

定める要件に該当するものを除く。) 機械及び装置(その管理のおおむね全部を他の者に委託するものであることその他の政令で

第十条の五の三第一項中「(これに準ずるものとして政令で定めるものを含む。)」を削り、「令和 第十条の四第一項中「令和五年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改める。

12 次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める資産については、適用しない。項とし、同条第十二項を同条第十三項とし、同条第十一項の次に次の一項を加える。 業適応(以下第八項まで」に改め、同条第十四項を同条第十五項とし、同条第十三項を同条第十四 三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に、「情報技術事業適応(以下この条」を「情報技術事第十条の五の六第一項中「第二十一条の二十八第二項」を「第二十一条の二十八」に、「令和五年

次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める資産については、適用しない。

に規定する情報技術事業適応設備で同日以後に取得又は製作をされたもの 技術事業適応(次号において「旧情報技術事業適応」という。)の用に供する第一項及び第七項 きは、その変更後のものを除く。)に従つて実施される同法第二十一条の二十八に規定する情報 同条第一項の規定による変更の認定の申請がされた場合において、その変更の認定があつたと の認定の申請がされた同法第二十一条の十六第二項に規定する認定事業適応計画(同日以後に第一項及び第七項の規定 令和五年四月一日前に産業競争力強化法第二十一条の十五第一項

の利用に係る費用で令和五年四月一日以後に支出されたものに係る繰延資産 第三項及び第八項の規定 旧情報技術事業適応を実施するために利用するソフトウエアのそ

第十条の六第六項中「前条第十二項」を「前条第十三項」に改める。

び第二号を次のように改める。 第十一条第一項中「令和五年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改め、 同項第一号及

された同法第三十九条の二第二項第二号に規定する特定外航船舶(以下この号及び次号におい 航船舶確保等計画(以下この号及び次号において「認定外航船舶確保等計画」という。)に記載 その個人の海上運送法(昭和二十四年法律第百八十七号)第三十九条の五に規定する認定外 「特定外航船舶」という。)のうち当該認定外航船舶確保等計画に従つて取得し、 又は製作さ

> 当する外航船舶 特定外航船舶をいう。)であることにつき財務省令で定めるところにより証明がされたものに該 事業者等の営む同法第三十五条第三項第五号に規定する対外船舶運航事業の用に供するための れた本邦対外船舶運航事業用船舶(同法第三十九条第二項第三号に規定する本邦対外船舶運 において同じ。) 当該外航船舶が次に掲げる船舶のいずれに該当するかに応じそれぞれ次に定 (本邦と外国との間又は外国と外国との間を往来する船舶をいう。以下この項

- イ その個人の海上運送法第三十九条の十四に規定する認定先進船舶導入等計画(先進船舶(同 項において同じ。)に該当するものについては、百分の三十二) 船舶(船舶法(明治三十二年法律第四十六号)第一条に規定する日本船舶をいう。以下この る船舶に限る。次号イ及び第三号イにおいて「特定先進船舶」という。) 百分の三十(日本 に限る。)に記載された先進船舶(環境への負荷の低減に著しく資するものとして政令で定め 法第三十九条の十第一項に規定する先進船舶をいう。イにおいて同じ。)の導入に関するもの
- イに掲げる船舶以外の船舶 百分の二十七(日本船舶に該当するものについては、 百分の
- に応じそれぞれ次に定める割合 外航船舶(前号に掲げる船舶を除く。) 当該外航船舶が次に掲げる船舶のいずれに該当するか 製作されたものであることにつき財務省令で定めるところにより証明がされたものに該当する 特定外航船舶のうちその特定外航船舶に係る認定外航船舶確保等計画に従つて取得し、又は

特定先進船舶 百分の二十八(日本船舶に該当するものについては、百分の三十)

二十七) イに掲げる船舶以外の船舶 百分の二十五(日本船舶に該当するものについては、 百分の

第十一条第一項第三号を同項第四号とし、 同項第二号の次に次の一号を加える。

三 前二号に掲げる船舶以外の外航船舶 に応じそれぞれ次に定める割合 当該外航船舶が次に掲げる船舶のいずれに該当するか

特定先進船舶
百分の十八(日本船舶に該当するものについては、百分の二十)

イに掲げる船舶以外の船舶 百分の十五(日本船舶に該当するものについては、 百分の十

和五年四月一日」を「百分の十八(令和七年四月一日」に、「百分の十八」を「百分の十六」に改め 第十一条の三第一項中「令和五年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に、「百分の二十(令

中「定める地区」の下に「(前号の上欄に掲げる地区に該当する地区を除く。)」を加え、同号の下欄の上欄に掲げる地区にあつては、令和六年三月三十一日)まで」に改め、同項の表の第二号の上欄 区」に改める。 の上欄に掲げる地区に該当する地区を除く。)」を加え、同号の下欄中「地区」を の下欄中「地区」を「政令で定める地区」に改め、同表の第四号の上欄中「地区」の下に「第一号 に改め、「定める地区」の下に「(第一号の上欄に掲げる地区に該当する地区を除く。)」を加え、 同号 中「地区」を「政令で定める地区」に改め、同表の第三号の上欄中「推進される」を「促進される」 にあつては、令和三年四月一日)から令和七年三月三十一日(同欄に掲げる地区及び同表の第四号 ては、令和三年四月一日から令和六年三月三十一日まで)」を「(次の表の第一号の上欄に掲げる地区 第十二条第四項中「から令和五年三月三十一日まで(次の表の第一号の上欄に掲げる地区にあつ 「政令で定める地

旦」に改める 第十二条の二第 一項から第三項までの規定中「令和五年三月三十一日」を | 令和七年三月三十 |

該事業再編計画に限る」を加え、「百分の百四十(」を「百分の百三十五(」に、「百分の百四十五」 物流通等の合理化に特に資するものとして財務省令で定めるものを行うものである場合における当 |業再編が同項第一号の措置のうち良質かつ低廉な農業資材の供給又は同条第二項に規定する農産||に改め、「変更後のもの」の下に「とし、その事業再編計画に係る同法第二条第五項に規定する 第十三条第一項中「令和五年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に、「ときは、」を「とき 「百分の百四十」に改める。

第二十四条の三第一項中「建物及びその附属設備にあつては、」を「政令で定める規模のものに限第二十四条の二第一項中「令和五年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改める。第十四条第一項中「令和五年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改める。

るものとし、建物及びその附属設備にあつては」に改める。 第二十五条第一項中「令和五年」を「令和八年」に改める。

び第七十二条」に改め、同条第六項中「令和五年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改善第二十八条の四第五項第二号中「及び第六十九条」を「、第六十九条、第七十条、第七十一条及

令で定める要件を満たすものである場合には、当該付与決議の日後十五年を経過する日) 」を加える。 権に係る契約を締結した株式会社がその設立の日以後の期間が五年未満であることその他の財務省 第二十九条の二第一項第一号中 「経過する日」の下に「(当該付与決議の日において当該新株予約

「第十号」に改め、同条第三項中「令和四年十二月三十一日」を「令和七年十二月三十一日」に改該死亡した」を「その死亡した」に、「第九号」を「第十号」に改め、同項第十六号中「第九号」をの死亡した」に、「同項」を「第五項」に、「第八号の二」を「第九号」に改め、同項第十五号中「当の死亡した」に、「同項」を「第五項」に、「第八号の二」を「第九号」に改め、同項第十五号中「当 計画区域のうち政令で定める区域」に改め、「及び次号」を削り、「第八号の二」を「第九号」に改め、を同項第十号とし、同項第八号の二を同項第九号とし、同項第十三号中「都市計画区域」を「都市三号」を「次号」に改め、同号を同項第十二号とし、同項第十号を同項第十一号とし、同項第九号 同項第十四号中「開発許可」を「都市計画法第二十九条第一項の許可」に、「当該死亡した」を「そ 条第二項第十二号を削り、 **第二項第十二号を削り、同項第十一号中「地域」を「区域」に、「第九号」を「第十号」に、「第十第三十一条の二第一項中「令和四年十二月三十一日」を「令和七年十二月三十一日」に改め、同第三十一条第三項第三号中「第七十一条」の下に「及び第七十二条」を加える。** 

屋の全部の取壊し若しくは除却がされ、若しくはその全部が滅失をした場合に限る。)に」に改め、めるものをいう。第一号口において同じ。)に適合することとなつた場合又は当該被相続人居住用家屋が耐震基準(地震に対する安全性に係る規定又は基準として政令で定に、当該被相続人居住用家屋が耐震基準(地震に対する安全性に係る規定又は基準として政令で定譲渡をした場合にあつては、当該譲渡の時から当該譲渡の日の属する年の翌年二月十五日までの問 に対する安全性に係る規定又は基準として政令で定めるもの」を「耐震基準」に改め、同項に次の同項第一号中「模様替」の下に「(第三号において「増改築等」という。)」を加え、同号ロ中「地震 和五年十二月三十一日」を「令和九年十二月三十一日」に、「除く。)に」を「除き、第三号に掲げる 第三十五条第三項中「第五項」を「第六項」に、「以下この項」を「以下この項及び次項」に、「令第三十一条の三第一項中「同条第五項」を「同条第六項」に改める。 号を加える。

金曜日

三 当該相続若しくは遺贈により取得をした被相続人居住用家屋(当該相続の時後に当該被相続三 当該相続者しくは遺贈により取得をした被相続人居住用家屋の敷地等(当該相続の時から当該譲渡の時まで事業の用、貸付けの用又は居住の用に供されていたことがないものに限る。以下この時まで事業の用、貸付けの用又は居住の用に供されていたことがないものに限る。以下この時まで事業の用、貸付けの用又は居住の用に供されていたことがないものに限る。以下この時まで事業の用、貸付けの用又は居住の用に供されていたことがないものに限る。以下この時まで事業の用、貸付けの用又は居住の用に供されていたことがないものに限る。以下この時まで事業の用、貸付けの用文は居住の用に供されていたことがないものに限る。以下この時まで事業の開入。

令和 **5** 年 **3** 月 **31** 日

同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。 八項」を「第九項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「前項」を「前二項」に改め、 を同条第九項とし、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項中「第

おいて同じ。)(」と、「三千万円に」とあるのは「二千万円に」とする。 場合には、三千万円の範囲内において、政令で定めるところにより計算した金額。以下この項に ろにより計算した金額。以下この項において同じ。) (」と、「三千万円に」とあるのは「二千万円 して同条第一項の規定の適用を受ける場合には、三千万円の範囲内において、政令で定めるとこ 同項第一号中「三千万円 (」とあるのは「二千万円(第三十五条第二項各号に掲げる場合に該当 敷地等の取得をした相続人の数が三人以上であるときにおける第一項の規定の適用については、 第三十五条の三第一項中「令和四年十二月三十一日」を「令和七年十二月三十一日」に改め、 は「二千万円(第三十五条第二項各号に掲げる場合に該当して同条第一項の規定の適用を受ける に」と、「三千万円から」とあるのは「二千万円から」と、同項第二号中「三千万円 (」とあるの 前項の場合において、当該相続又は遺贈による被相続人居住用家屋及び被相続人居住用家屋

条第二項第二号中「五百万円」の下に「(当該低未利用土地等が次に掲げる区域内にある場合には、 八百万円)」を加え、同号に次のように加える。

不明土地対策計画を作成した市町村の区域(イに掲げる区域を除く。) 都市計画法第四条第二項に規定する都市計画区域のうち政令で定める区域 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法第四十五条第一項に規定する所有者

削り、同表の第二号の上欄中「区域(」の下に「イ又は口に掲げる区域にあつては、令和二年四月四月一日前に同欄のイ若しくは口に掲げる区域となつた区域内又は」を削り、同項の表の第一号を四月一日前に同欄のイ若しく げる区域(イからハまでに掲げる区域にあつては、政令で定める区域を除く。以下この号において 同表の第三号の上欄中「既成市街地等及びこれに類する区域として政令で定める区域」を「次に掲 を「都市計画法第七条第一項の市街化区域と定められた区域」に改め、同号を同表の第一号とし、 らハまでに掲げる区域以外の地域内(国内に限る。以下この号において同じ。)」に、「市街化区域」 十項において同じ。)」を加え、同号の下欄中「航空機騒音障害区域以外の地域内」を「上欄のイか をいう。以下この条において同じ。)」を、「建物」の下に「(その附属設備を含む。以下この表及び第 の届出をした場合における当該譲渡につき」を加え、「の第二号」を「の第一号」に改め、「令和二年 は」の下に「、政令で定めるところにより納税地の所轄税務署長にこの項の規定の適用を受ける旨 め、「同表の第一号、第二号及び第四号の上欄を除き、」を削り、「第五号」を「第四号」に改め、「ときを「の第三号」に、「し、贈与」を「し、同表の第一号及び第三号の上欄の場合を除き、贈与」に改 一日前に当該区域となつた区域を除く。」を、「ある土地等」の下に「(土地又は土地の上に存する権利 「既成市街地等」という。)」に改め、同欄に次のように加える。 第三十七条第一項中「令和五年十二月三十一日」を「令和八年十二月三十一日」に、「の第四号」

首都圏整備法(昭和三十一年法律第八十三号)第二条第三項に規定する既成市街

近畿圏整備法(昭和三十八年法律第百二十九号)第二条第三項に規定する既成都市

る法律(昭和四十一年法律第百十四号)第二条第三項に規定する政令で定める区域 首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関す

二 イからハまでに掲げる区域に類する区域として政令で定める区域

項中「令和五年十二月三十一日」を「令和八年十二月三十一日」に、「第四号」を「第三号」に、「供成二十三年一月一日以後に建造されたものを除く。)」を加え、同号を同表の第四号とし、同条第三 り納税地の所轄税務署長にこの項の規定の適用を受ける旨の届出をした場合における当該譲渡につ する見込みであるときは」とあるのは、「供する見込みであるときは、」を「政令で定めるところによ 所有期間をいう。第五項において同じ。)」を加え、同号を同表の第三号とし、同表の第五号の上欄 号を同表の第二号とし、同表の第四号の上欄中「所有期間」の下に「(第三十一条第二項に規定する 第三十七条第一項の表の第三号の下欄中「上欄に規定する区域」を「既成市街地等」に改め、 「満たないもの」の下に「(建設業その他の政令で定める事業の用に供されるものにあつては、平

第五条第四項第五号イに規定する集中地域(第二号において「集中地域」という。)以外の」を「第一項の規定(」に、「の第四号」を「の第三号」に、「)の規定を」を「)を」に、「地域再生法 ちいずれの地域内にあるかに応じ当該」に改め、同項各号を次のように改める。 に供される土地等をいう。以下この項において同じ。)に該当し、かつ、当該個人が取得をした、若る事務所資産(当該個人の主たる事務所として使用される建物及び構築物並びにこれらの敷地の用 き」とあるのは「ときは」と、」に、「あるのは、」を「あるのは」に改め、同条第十項中「第一項(」 納税地の所轄税務署長にこの項の規定の適用を受ける旨の届出をした場合における当該譲渡につ 該当するとき」を加え、「は、当該」を「は、これらの第三号買換資産が次の各号に掲げる地域のう しくは取得をする見込みである第三号買換資産が第一号に掲げる地域内にある主たる事務所資産に に「、又は個人が譲渡をした同表の第三号の上欄に掲げる資産が第三号に掲げる地域内にある主た 各号に規定する場合」を「第二号若しくは第三号に掲げる地域内にある資産」に改め、「とき」の下 き」とあるのは、「」に改め、同条第四項中「令和五年十二月三十一日」を「令和八年十二月三十一 号に掲げる」に、「又は」を「若しくは」に、「「第四号買換資産」を「「第三号買換資産」に、「次の 一に、「第四号」を「第三号」に、「第一項中」を「第一項中「ときは、政令で定めるところにより

以外の地域 地域再生法第五条第四項第五号イに規定する集中地域(次号において「集中地域」という。

とする 集中地域(次号に掲げる地域を除く。) 第一項中 「百分の八十」とあるのは、「百分の七十五 第一項中「百分の八十」とあるのは、「百分の九十」とする。

三 地域再生法第十七条の二第一項第一号に規定する政令で定めるもの

第一項中「百分の八十」

の当該判定」に改め、同項第二号中「買換資産の」を「前条第一項の表の各号の下欄に掲げる資 資産に該当するかどうかの判定が、同条第四項の取得をし、事業の用に供する見込みであつた資 地域の区分と異なることとなつたこと若しくはその買換資産が同条第十項に規定する主たる事務 の号において同じ。)の同条第十項各号に掲げる」に、「これらの地域の区分」を「当該各号に掲げる 産の取得」に、「前条第四項の規定により読み替えられた」を「同条第四項において準用する」に、「こ と若しくは」を「こと、」に、「同条第一項の表の第四号」を「同表の第三号」に、「)の同条第十項第 一号に規定する地域若しくは同項第二号に規定する地域若しくはこれらの地域以外の」を「以下こ 第三十七条の二第二項第一号中「賈換資産の取得」を「前条第一項の表の各号の下欄に掲げる資 第三十七条第十二項中「令和五年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改める。 ずれもが第十項に規定する主たる事務所資産に該当する場合には、百分の六十」とする。 号の下欄に掲げる資産に該当する場合には、百分の七十」とあるのは「及び当該買換資産 とあるのは「百分の七十」と、「が同表の第一号の上欄に掲げる資産(同欄のハに掲げる区域内 にあるものに限る。第三十七条の三第二項において同じ。)に該当し、かつ、当該買換資産が同

官

定めるところによる」を「同項各号中「百分の二十」とあるのは、「百分の三十」とする」に改め、 は同条第十項の規定により同条第一項の規定の適用を受けた場合に限る。) において、前項の買換 同項各号を削り、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。 産が次の各号に規定する場合に該当する」を削り、「おける同項」を「おける前項」に、「当該各号に に、「取得をした、若しくは」を「買換資産又は」に、「ものである場合」を「とき」に改め、「とき 第三十七条の三第二項中「場合(」を「場合において、」に、「第二号の上欄」を「第一号の上欄

の」に、「前条第四項」を「同条第四項」に改める。

3 の地域内にあるかに応じ当該各号に定めるところによる。 における第一項の規定の適用については、同項の買換資産が次の各号に掲げる地域のうちいずれ 第一項の場合(第三十七条第十項の規定により同条第一項の規定の適用を受けた場合に限る。)

とする。 第三十七条第十項第一号に掲げる地域第一項各号中「百分の二十」とあるのは、 「百分の十

十五」とする。 第三十七条第十項第二号に掲げる地域 第一 項各号中 「百分の二十」とあるのは、「百分の二

> 三 第三十七条第十項第三号に掲げる地域 第一項第一号中「の百分の二十」とあるのは「の 分の三十(当該譲渡をした資産及び当該買換資産のいずれもが同条第十項に規定する主たる事 とあるのは「当該百分の三十」と、同項第二号及び第三号中「百分の二十」とあるのは「百分 務所資産に該当する場合には、百分の四十。以下この項において同じ。)」と、「当該百分の二十」

二号」に改め、同条第二号中「取得を」の下に「し、同項の届出を」を加える。 第三十七条の四中「令和五年十二月三十一日」を「令和八年十二月三十一日」 に、「第四号」を「第

を「第三項」に、「第三十七条第四項、第六項」を「第三十七条第六項」に、「第三十七条の三第三項」同条第四項中「第一項及び」を「第一項(第二項において準用する場合を含む。)及び」に、「第二項」 条第八項の項を次のように改める。 を「同条第二項」に、「第三十七条の三第三項」 じ。)の」に改め、同項の表第三十七条第四項の項を削り、同表第三十七条第六項の項中「第四項」 七条の三第四項の」に、「前項の」を「第一項(前項において準用する場合を含む。次項において同 第四項及び第六項」を「第三十七条第六項」に、「並びに第三十七条の三第三項の」 る第三十七条第四項の規定を含む。)」を削り、 を「第三十七条の三第四項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前項において準用す 中「第一号」を「第二号」に改め、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、 改め、「既成市街地等」の下に「(同欄の二に掲げる区域を除く。)」を加え、同表の第二号の上欄の口 四項」を「第四項及び第五項」に改め、同項の表の第一号の上欄のイ中「第一号」を「第二号」に 第三十七条の五第一項中「この項及び第四項」を「この項、次項及び第五項」に、「第三項及び第 同項を同条第四項とし、同条第二項中「第三十七条 を 「第三十七条の三第四項」に改め、 を「及び第三十 同表第三十七

第三十七条第八項 第一項の表 第三十七条の五第一項の表 第三十七条第八項 第一項の表 第三十七条の五第一項の表 期間 第一項の表 期間 第一項の表 第二項第二号において同じ。)					
第三十七条の五第一項の表取得指定 取得指定期間 (同条第二項に規定する取得指定期間 (同条第二項に規定する取得指定期間 取得指定期間 取得指定期間 (同条第二項に規定する取得指定期間 取得指定期間 (同条第二項に規定する取り (可) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( )					三十七条第八
第三十七条の五第一項の表第二項第二号において同じ。) 次条及び第三十七条の五第二項に規定する異類指定期間をいう。以下この項及び次条第二項第二号において同じ。)	一第二項の	項	項及び	間四項に規定する	項
工口   条町   1	頃中   作用する司条第一項	取得指定期間	及び第三十七条の五第二	二項第二号において同じ。) 指定期間をいう。以下この項及び次得指定期間(同条第二項に規定する	条の五第一項

	登  ]に、「前:	産る第三十七条の五第一項	(産) 第三十七条の五第二項の表
一・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	前条第四項」を「同条第二項」に、	」を「前条第四項	衣第三十七条の二第二項の項中
フミクチョウド闌一	「同条第一項の規定により読	第三	準用する同条第一
第三十七条の丘第一 	成み替えられた にお	一十七条の五第二項	項準用す

した 項の表の各号の下欄に いて準用する第三十七条の五第 項

を

一条第四項に

同条第二項に

「こと若しくは」を「こと、」に、「同条第 一項の表の第四号」 を 同表

これらの地域以外の」を の第三号」に、「)の同条第十項第一号に規定する地域若しくは同項第二号に規定する地域若しくは 「以下この号において同じ。)の同条第十項各号に掲げる」に、「これらの地

は同条第二項各号の下欄に

用若しくは居

条第十項に規定する主たる事務所資産に該当するかどうかの判定が、同条第四項の取得をし、事業 の区分」を「当該各号に掲げる地域の区分と異なることとなつたこと若しくはその買換資産が同

の用に供する見込みであつた資産の当該判定」に、 同項の事業の用 又は居住の用第三十七条の

五第 項に規定する事業の 崩

を

又は同条第四項に掲げる資産の取得をせず、前条第一項の表の各号の下欄 同項の事業の用 住同 の条 用第 掲げる資産の取得をせず、又第三十七条の五第一項の表の 項に規定する事業の

に改め、 同表第三十七条の二第四項の項中 「第三十七条の五第 垣 を 第三十

七条の三第四項」に改め、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。 七条の五第三項」 取得をした資産を当該個人の同項に規定する事業の用又は居住の用に供する見込みであるときに の各号の下欄に掲げる資産の取得をする見込みであり、かつ、当該取得の日から一年以内に当該 翌年の一月一日から同年の十二月三十一日までの期間(政令で定めるやむを得ない事情があるた み替えるものとする。 ついて準用する。この場合において、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額の見積額」と読 ものとして、同日後二年以内において当該税務署長が認定した日までの期間) をいう。)内に同表 政令で定めるところにより税務署長の承認を受けたときは、当該資産の取得をすることができる め、同日までに同項の表の各号の下欄に掲げる資産の取得をすることが困難である場合において、 前項の規定は、譲渡資産の譲渡をした個人が、取得指定期間(当該譲渡をした日の属する年の に改め、 同表第三十七条の三第三項の項中「第三十七条の三第 三項 第三十

第三十七条の十一の五第一項中 第三十七条の十第六項第五号中 第三十七条の十一の二第二項中 「第三十七条の十三の二第十項」を「第三十七条の十三の三第十 「第七十一条」の下に「及び第七十二条」を加える。 「第三十七条の十三の二」を 「第三十七条の十三の三」に 改める

金曜日

項」に改め、同条第九項中「次項第二号」を「同号」に改める。 第三十七条の十二の二第一項中 第三十七条の十二第七項中「中 「第三十七条の十三の二第十項」を 「第七十一条」の下に「及び第七十二条」を加える。 「第三十七条の十三の三第十

じ。)に」に、「この条及び次条において同じ。)を」を「第三十七条の十三の三までにおいて同じ。)を. 項及び同条において「特定株式」に、「この条及び次条において同じ。)に」を「同条までにおいて同 に、「除く。次条において同じ」を「除く」に改める。 条の十三の三第一項において「特定中小会社」に、「この条及び次条において「特定株式」を「この 第三十七条の十三第一項中「この条及び次条において「特定中小会社」を「この項及び第三十七

令和 **5** 年 **3** 月 **31** 日

する同族会社となるものに限る。)に該当する場合」を加え、 定の基礎となる株主から除外して判定するものとした場合においても法人税法第二条第十号に規定 いての判定の基礎となつた株主のうちに同号に規定する同族会社でない法人又は所得税法第二条第 交付親会社が法人税法第二条第十号に規定する同族会社(同号に規定する同族会社であることにつ 項第八号に規定する人格のない社団等がある場合には、当該法人又は人格のない社団等をその判 第三十七条の十三の三第一項中「満たない場合」の下に「並びに当該株式交付の直後の当該株式 同条を第三十七条の十三の四とする。

> に、「前条第一項の規定又は」を「第三十七条の十三第一項若しくは前条第一項の規定又は」に改め、改め、同条第七項中「前条第一項の規定の」を「第三十七条の十三第一項又は前条第一項の規定の」 は」を加え、同条第六項中「第三十七条の十三の二第四項」を「第三十七条の十三の三第四項」に以下この条において同じ。)」を加え、同条第四項中「金額(」の下に「第三十七条の十三第一項又 三十七条の十三の二第八項」を「第三十七条の十三の三第八項」に改め、同条を第三十七条の十三 同条第九項及び第十項中「第三十七条の十三の二第七項」を「第三十七条の十三の三第七項」に、「第 場合には、同項に規定する居住者又は恒久的施設を有する非居住者を含む。)に該当するものに限る。 又は恒久的施設を有する非居住者(当該特定株式が前条第一項に規定する設立特定株式に該当する 第三十七条の十三の二第一項中 「非居住者」の下に「<br />
> (第三十七条の十三第一項に規定する居住者

第三十七条の十三の次に次の一条を加える

(特定新規中小企業者がその設立の際に発行した株式の取得に要した金額の控除

第三十七条の十三の二 令和五年四月一日以後に、その設立の日の属する年十二月三十一日にお 当該適用前の株式等に係る譲渡所得等の金額の合計額に相当する金額)を控除する。 り取得をした居住者又は恒久的施設を有する非居住者(当該株式会社の発起人であることその る譲渡所得等の金額の合計額」という。)が当該取得に要した金額の合計額に満たない場合には、 得等の金額をいう。第三項において同じ。)の合計額(以下この項において「適用前の株式等に係 適用しないで計算した場合における第三十七条の十一第一項に規定する上場株式等に係る譲渡所 いう。第三項において同じ。)及び適用前の上場株式等に係る譲渡所得等の金額(この項の規定を で計算した場合における第三十七条の十第一項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額を 要した金額の合計額(適用前の一般株式等に係る譲渡所得等の金額(この項の規定を適用しない して政令で定めるものに限る。以下この条において「控除対象設立特定株式」という。)の取得に 年中に当該払込みにより取得をした設立特定株式(その年十二月三十一日において有するものと 金額又は第三十七条の十一第一項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上、その めるところにより、その年分の第三十七条の十第一項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の における第三十七条の十第一項及び第三十七条の十一第一項の規定の適用については、政令で定 の政令で定める要件を満たすものに限る。)が、当該設立特定株式を払込みにより取得をした場合 りその設立の際に発行される株式(以下この項において「設立特定株式」という。)を払込みによ 日以後の期間が一年未満の株式会社であることその他の財務省令で定める要件を満たすものによ て中小企業等経営強化法第六条に規定する特定新規中小企業者に該当する株式会社でその設立の

2 株式で、その適用を受けた年中に払込みにより取得をしたものについては、前条第一項の規定は、前項の規定の適用を受けた控除対象設立特定株式及び当該控除対象設立特定株式と同一銘柄の 適用しない。

3 除の計算に関する明細書その他の財務省令で定める書類の添付がある場合に限り、適用する。 を受けようとする旨の記載があり、かつ、控除対象設立特定株式の取得に要した金額、適用前 般株式等に係る譲渡所得等の金額、適用前の上場株式等に係る譲渡所得等の金額及び同項の控 第一項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする年分の確定申告書に、同項の規定の適 0

立特定株式と同一銘柄の株式の取得価額の計算の特例その他前三項の規定の適用に関し必要な事 項は、政令で定める。 その年において第一項の規定の適用を受けた金額が二十億円を超える場合における控除対象設

月三十一日」に改め、同号ハ中 十一項から第三十三項まで」に改め、同号ロ中「令和二十四年十二月三十一日」を「令和五年十二 非課税管理勘定への移管」を削り、同条第五項第一号中「第二十八項から第三十項まで」を「第三 定非課税管理勘定から当該特定非課税管理勘定が設けられている非課税口座に係る他の年分の特定 る日までの間」を「以後」に改め、 一号中「、第四号及び第六号」を「及び第四号」に改め、「若しくは特定非課税管理勘定」及び「、特 第三十七条の十四第一項第三号及び第四号中「から同日の属する年の一月一日以後五年を経過す 「から令和十年十二月三十一日まで」を「以後」に改め、 同条第四項中「第三十一項」を「第三十四項」に改め、 同項第

積投資上場株式等を当該口座に受け入れた場合に、当該合計額、同年において当該口座に受け入れ当該超える部分の金額を控除した金額)」を「百二十万円」に改め、「超えないもの」の下に「(特定累 る上場株式等は当該特定非課税管理勘定が設けられた口座から、政令で定めるところにより他の保が設けられた日の属する年の一月一日から五年を経過した日において当該特定非課税管理勘定に係 累積投資上場株式等がある場合には、当該累積投資上場株式等の取得に要した金額として政令で定 累積投資上場株式等を除く。)」を加え、同号ハを次のように改める。 (2)及び第二十九項において同じ。)の合計額が千八百万円を超えることとなるときにおける当該特定 に受け入れている上場株式等の購入の代価の額に相当する金額として政令で定める金額をいう。ハ 十一日に当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者が特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定 管口座に移管されること」を削り、同号イ中「二十万円(二に掲げる上場株式等がある場合であつ た口座から、政令で定めるところにより他の保管口座に移管されること、当該特定非課税管理勘定 定累積投資上場株式等は、第四号ロの移管がされるものを除き、当該特定累積投資勘定が設けられ 準経過日(当該口座に初めて特定累積投資勘定を設けた日から十年を経過した日及び同日の翌日以 等が上場されている金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所の定める規則に基づ し、同項第五号イ中「令和二十四年十二月三十一日」を「令和五年十二月三十一日」に改め、「又は める金額を控除した金額)」を削り、同号口を削り、同号ハ中「及び口」を削り、同号ハを同号口と 三十一項及び第三十二項」に改め、「。第六号において同じ」を削り、同項第四号イ中「(ロに掲げる を「並びに第六号イ及びハ」に改め、同号イ②中「第六号並びに第二十八項及び第二十九項」を「第 号中「又は第六号二」を削り、同号イ中「の額をいい、」を「の額(」に、「その払い込んだ金額」を ているハの上場株式等の取得対価の額の合計額及び特定累積投資勘定基準額(同年の前年十二月三 て、当該上場株式等の移管に係る払出し時の金額から百二万円を控除した金額が零を超えるときは、 設けられた日の属する年の一月一日から五年を経過した日において当該特定累積投資勘定に係る特 その他の政令で定める事項を確認することとされていること」に改め、「、当該特定累積投資勘定が 後五年を経過した日ごとの日をいう。)における当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者の住所 二に掲げるもののみを受け入れること、当該金融商品取引業者等は、政令で定めるところにより基 る銘柄として指定されているもの」に、「からホまでに掲げるもののみを受け入れること」を「及び き、当該金融商品取引所への上場を廃止することが決定された銘柄又は上場を廃止するおそれがあ 定累積投資勘定に特定累積投資上場株式等を受け入れる時前に取得をしたもの」を「その上場株式 の」の下に「(イに掲げるものにあつては、累積投資契約により取得したものに限る。)」を加え、「特 特定累積投資勘定」を削り、 その払い込んだ金額。第六号イ及びハ⑴並びに第二十七項において同じ。)]に、「及び第六号イ」 同項第六号中「累積投資契約により取得した」を削り、「口に掲げるも

いて、次に掲げる場合に該当することとなるときにおける当該上場株式等を除く。) の額の合計額が二百四十万円を超えないもの(上場株式等を当該口座に受け入れた場合にお直ちに当該口座に受け入れられるもので当該受入期間内に受け入れた上場株式等の取得対価直ちに当該口座に受け入れられるもので当該受入期間内に受け入れた上場株式等の取得対価値ちに当該口座に受け入れられるもので当該受入期間内に受け入れた上場株式等の取得対価値が開催をした上場株式等、当該金融商品取引業者等から取得をした上場株式等又は当該金い期間(ハにおいて「受入期間」という。)内に当該金融商品取引業者等への買付けの委託にの期間(ハにおいて「受入期間」という。)内に当該金融商品取引業者等への買付けの委託にの期間(ハにおいて「受入期間」という。)内に当該金融商品取引業者等への買付けの委託にいる。

同じ。)の合計額が千二百万円を超える場合等の購入の代価の額に相当する金額として政令で定める金額をいう。第二十九項において居住者又は恒久的施設を有する非居住者が特定非課税管理勘定に受け入れている上場株式(1) 当該合計額及び特定非課税管理勘定基準額(当該属する年の前年十二月三十一日に当該(1)

八百万円を超える場合で再次の取得対価の額の合計額及び特定累積投資勘定基準額の合計額が千定累積投資上場株式等の取得対価の額の合計額及び特定累積投資勘定基準額の合計額が千特定非課税管理勘定が設けられた日の属する年において当該口座に受け入れているイの特別でいる。当該受入期間内に受け入れた上場株式等の取得対価の額の合計額、当該受入期間に係る

項を加える。 の下に「又は第二十七項の方法」を加え、同項を同条第三十項とし、同条第二十六項の次に次の三 十八項を同条第三十一項とし、同条第二十七項中「第二十項」の下に「、第二十七項」を、「方法」 同条第二十九項中「から令和十年まで」を「以後」に改め、同項を同条第三十二項とし、同条第二 同条第三十五項とし、同条第三十一項を同条第三十四項とし、同条第三十項を同条第三十三項とし、 十三項中「第三十一項」を「第三十四項」に改め、同項を同条第三十六項とし、同条第三十二項を 同条第三十四項中「第三十一項」を「第三十四項」に改め、同項を同条第三十七項とし、 九項とし、同条第三十五項中「第三十三項」を「第三十六項」に改め、同項を同条第三十八項とし、 六項中「第三十三項及び第三十四項」を「第三十六項及び第三十七項」に改め、同項を同条第三十 同条第三十七項中「第三十四項」を「第三十七項」に改め、同項を同条第四十項とし、同条第三十 条第二十三項中「及び第二十七項から第二十九項まで」を「、第三十一項及び第三十二項」に改め、 を削り、「これらの」を「当該」に改め、同条第八項中「第三十一項」を「第三十四項」に改め、 に改め、「累積投資勘定が設けられる年を除く。」を削り、 同号ロ中「又は政令で定める書類の提出」 項第七号イ中「令和六年一月一日から令和十年十二月三十一日までの期間内」を「令和六年以後. 第三十七条の十四第五項第六号ニを削り、同号ホ中「及びニ」を削り、同号ホを同号ニとし、 同条第三

者又は恒久的施設を有する非居住者の非課税口座で当該基準額提供事項に係る基準年の翌年分の じめ税務署長に届け出て行う情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第六条第一項に 投資勘定又は特定非課税管理勘定に受け入れている上場株式等がある場合には、当該非課税口座 額提供事項を通知するものとする。 の所轄税務署長が同項の所轄税務署長と異なる場合には、 特定累積投資勘定が設けられているものが開設されている金融商品取引業者等の営業所の所在地 的施設を有する非居住者の各人別に、基準額提供事項を記載し、又は記録しなければならない。 融商品取引業者等の営業所の長は、当該基準額提供事項につき帳簿を備え、当該居住者又は恒久 業者等の営業所の所在地の所轄税務署長に提供しなければならない。この場合において、当該金 規定する電子情報処理組織を使用する方法として財務省令で定める方法により当該金融商品取引 において「基準年」という。)の翌年一月三十一日までに、財務省令で定めるところによりあらか の項及び次項において「基準額提供事項」という。)を、基準日の属する年(同項及び第二十九項 購入の代価の額に相当する金額として政令で定める金額その他の財務省令で定める事項(以下こ を開設している居住者又は恒久的施設を有する非居住者の氏名及び生年月日、当該上場株式等の いて「基準日」という。)において当該営業所に開設されていた非課税口座に設けられた特定累積 金融商品取引業者等の営業所の長は、令和七年以後の各年の十二月三十一日(以下この項にお 前項の基準額提供事項の提供を受けた同項の所轄税務署長は、当該基準額提供事項に係る居住 当該所在地の所轄税務署長に当該基準

この提供を受けた当該金融商品取引業者等の営業所の長は、当該居住者又は恒久的施設を有する非思住者に対し、当該特定累積投資勘定基準額及び特定非課税管理勘定基準額を通知しなければな金融商品取引業者等の営業所の長に、電子情報処理組織をいう。)を使用する方法により提供しなければならない。この場合において、当該事項処理組織をいう。)を使用する方法により提供しなければならない。この場合において、当該事項処理組織をいう。)を使用する方法により提供しなければならない。この場合において、当該事項処理組織をいう。)を使用する方法により提供しなければならない。この場合において、当該事項処理組織をいう。)を使用する方法により提供しなければならない。この場合において、当該事項処理組織をいう。)を使用する方法により提供しなければならない。この場合において、当該事項を当該特定累積投資勘定基準額及び特定非課税管理勘定基準額を通知しなければな当該特定累積投資勘定基準額及び特定非課税管理勘定基準額を通知しなければならない。この場合において、当該特定累積投資勘定は、当該特定累積投資勘定基準額及び特定非課税管理勘定基準額を通知しなければな当該特定累積投資勘定基準額及び特定非課税管理勘定基準額を通知しなければな当該特定累積投資勘定基準額及び特定非課税管理勘定基準額を通知しなければな当該特定累積投資勘定基準額及び特定非課税管理勘定基準額を通知しなければな当該特定累積投資勘定基準額及び特定非課税管理勘定基準額を通知しなければな当該特定累積投資勘定基準額及び特定非課税管理勘定基準額を通知しなければな当該特定表準額を通知しなければない。

1、こ女める。 第三十七条の十四の二第十項中「第三十七条の十三の二第十項」を「第三十七条の十三の三第十

分の二十七」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。 「外国関係会社(特定外国関係会社」を「部分対象外国関係会社(当該部分対象外国関係会社のう 第四十条の四第五項第一号中「百分の三十」を「百分の二十七」に改め、同条第十一項第一号中 当該各事業年度において前項第二号又は第三号のいずれかに該当する事実があるもの て「添付不要部分対象外国関係会社」という。)」に改め、同項第二号中「百分の三十」 (次項に を 「百

一 当該各事業年度の租税負担割合が百分の二十未満である対象外国関係会社

第四十条の四第十四項を同条第十五項とし、同条第十三項を同条第十四項とし、同条第十二項 条第十三項とし、同条第十一項の次に次の一項を加える。

象外国関係会社の各事業年度の貸借対照表及び損益計算書その他の財務省令で定める書類を保存 第一項各号に掲げる居住者は、財務省令で定めるところにより、その者に係る添付不要部分対

おいて「添付不要部分対象外国関係法人」という。)」に改め、同項第二号中「百分の三十」を「百 分の二十七」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。 「外国関係法人(特定外国関係法人」を「部分対象外国関係法人(当該部分対象外国関係法人のう 第四十条の七第五項第一号中「百分の三十」を「百分の二十七」に改め、同条第十一項第一号中 . 当該各事業年度において前項第二号又は第三号のいずれかに該当する事実があるもの (次項に

当該各事業年度の租税負担割合が百分の二十未満である対象外国関係法人

12 特殊関係株主等である居住者は第十一項の次に次の一項を加える。 同条第十四項とし、同条第十二項中「前項」を 『条第十四項とし、同条第十二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第四十条の七第十五項を同条第十六項とし、同条第十四項を同条第十五項とし、同条第十三項を

「若しくは第七十一条」に、「の規定の」とする」 第四十一条の五第十二項第二号中「の規定の」とあるのは「」を「又は第七十一条」とあるのは 部分対象外国関係法人の各事業年度の貸借対照表及び損益計算書その他の財務省令で定める書類特殊関係株主等である居住者は、財務省令で定めるところにより、当該居住者に係る添付不要 を保存しなければならない。 を「」とする」に改め、同項第三号中 「規定の」」

を「規定の適用を」」に改める。 第四十一条の五の二第十二項第二号中「の規定の」とあるのは「」を「又は第七十一条」とある は「若しくは第七十一条」に、「の規定の」とする」を「」とする」に改め、同項第三号中「規定 ||を「規定の適用を||に改める。

第四十一条の九の次に次の一条を加える。

金曜日

(非居住者のカジノ行為の勝金に係る一時所得の非課税)

て支払われる金銭として財務省令で定めるものをいう。)に係る一時所得については、所得税を課 行為(同法第二条第七項に規定するカジノ行為をいう。第二号において同じ。)に伴い顧客に対し 区画で行う当該免許に係る種類及び方法の同法第三十九条に規定するカジノ行為の勝金(カジノ 成三十年法律第八十号)第三十九条の免許に係る同法第二条第十項第一号に規定するカジノ行為 (次に掲げる者のいずれかに該当するものを除く。)につき生ずる特定複合観光施設区域整備法(平

特定複合観光施設区域整備法第六十九条各号に掲げる者

令和 **5** 年 **3** 月 **31** 日

いこととされている者 特定複合観光施設区域整備法第百七十四条第二項の規定によりカジノ行為を行つてはならな

七十一条」の下に「及び第七十二条」を加える。 第四十一条の十四第一項第二号中 特定複合観光施設区域整備法第百七十六条第一項に規定する入場者 |暗号資産] を 一暗号等資産」 に改め、同条第二項第四号中

第

第四十一条の十五第五項中 「次項第二号」を 「同号」に改める。

第四十一条の十八の二第二項中「第四十一条の十九第一項」を「第四十一条の十八の四第第四十一条の十五の二中「暗号資産」を「暗号等資産」に改める。

に改める。 一項

同条を第四十一条の十八の四とし、同条の次に次の一条を加える。 8、同条第二項中「第三十七条の十三第一項」の下に「及び第三十七条の十三の二第一項]を加え、第四十一条の十九第一項中「第四十一条の十九第一項」を「第四十一条の十八の四第一項」に改

(特定の基準所得金額の課税の特例)

第四十一条の十九 する金額からその年分の基準所得税額を控除した金額に相当する所得税を課する。

前項に規定する基準所得金額とは、次に掲げる金額の合計額をいう。

- 及び山林所得金額の合計額(次号から第九号までに掲げる金額を除く。 十五条第一項の規定により準じて計算する場合を含む。)に規定する総所得金額、退職所得金額第八条の五第一項の規定の適用がないものとして計算した所得税法第二十二条(同法第百六
- 株式等に係る配当所得等の金額(同項の規定の適用を受けるものに限る。) 第八条の五第一項の規定の適用がないものとして計算した第八条の四第一項に規定する上場
- 三 第二十八条の四第一項に規定する土地の譲渡等に係る事業所得等の金額 を受けるものに限る。) (同項の規定の適用

几

- 以下この号及び次号において同じ。)の適用がある場合には、当該特別控除に関する規定による項、第三十五条の二第一項又は第三十五条の三第一項の規定その他政令で定める規定をいう。 控除をした金額) **弗一項、第三十四条第一項、第三十四条の二第一項、第三十四条の三第一項、第三十一条第一項に規定する長期譲渡所得の金額(特別控除に関する規定** (第三十三条の 第三十五条第
- には、当該特別控除に関する規定による控除をした金額) 
  五 第三十二条第一項に規定する短期譲渡所得の金額(特別控除に関する規定の適用がある場合
- 第三十七条の十第一項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額
- 七 項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額 第三十七条の十一の五第一項の規定の適用がないものとして計算した第三十七条の十一第
- 三項に規定する上場株式等の譲渡に係る国内源泉所得の金額 第三十七条の十二第一項に規定する一般株式等の譲渡に係る国内源泉所得の金額及び同条第
- 第四十一条の十四第一項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額
- 3 税の額(国税通則法第二条第四号に規定する附帯税の額を除く。)をいう。 第一項に規定する基準所得税額とは、次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める所得
- 規定を除く。次号において同じ。)により計算した所得税の額(第三条第一項の規定その他の政して同法その他の所得税の税額の計算に関する法令の規定(同法第九十三条及び第九十五条の 令で定める規定により計算した所得税の額を除く。次号において同じ。) 外の居住者 同法第七条第一項第一号に定める所得につき、第一項の規定の適用がないものと 非永住者 (所得税法第二条第一項第四号に規定する非永住者をいう。次号において同じ。)以
- のとして同法その他の所得税の税額の計算に関する法令の規定により計算した所得税の額非永住者 所得税法第七条第一項第二号に定める所得につき、第一項の規定の適用がないも 非居住者
  所得税法第七条第一項第三号に定める所得につき、第一項の規定の適用がないのとして同法その他の所得税の税額の計算に関する法令の規定により計算した所得税の額
- び第百六十五条の六の規定を除く。)により計算した所得税の額(同法第百六十九条及び第百七のとして同法その他の所得税の税額の計算に関する法令の規定(同法第百六十五条の五の三及 十条の規定その他の政令で定める規定により計算した所得税の額を除く。 も
- 項各号に掲げる利子等若しくは配当等又は第三十七条の十一の五第一項各号に掲げる金額につ ては、第八条の五第一項及び第二項並びに第三十七条の十一の五第一項及び第二項の規定は、 特例対象者のうち第一項の規定により課する所得税の額がある者のその年分の第八条の五第 適

5

得税の額、租税特別措置法第四十一条の十九第一項の規定による所得税の額、第百六十五条第と、同条第八項中「課税総所得金額に係る所得税の額、」とあるのは「課税総所得金額に係る所 得税の額及び租税特別措置法第四十一条の十九第一項(特定の基準所得金額の課税の特例)の用については、同法第九十三条第一項中「その年分の所得税の額」とあるのは「その年分の所 措置法第四十一条の十九第一項(特定の基準所得金額の課税の特例)の規定による所得税の額 三項までの規定中「その年分の所得税の額」とあるのは「その年分の所得税の額及び租税特別 とあるのは「又は同項の規定により準じて計算する」と、同法第百六十五条の六第一項から第 税の額、」とあるのは「課税総所得金額に係る所得税の額、租税特別措置法第四十一条の十九第 金額の課税の特例)の規定による所得税の額」と、同条第三項中「課税総所得金額に係る所得 るのは「その年分の所得税の額及び租税特別措置法第四十一条の十九第一項(特定の基準所得 み替えるものとする」と、同法第百六十五条の五の三第一項中「その年分の所得税の額」とあ 第四十一条の十九第一項(特定の基準所得金額の課税の特例)の規定による所得税の額」と読 税総所得金額に係る所得税額」とあるのは、「課税総所得金額に係る所得税額、租税特別措置法条第十四項中「準用する」とあるのは「準用する。この場合において、同条第二項前段中「課 四十一条の十九第一項(特定の基準所得金額の課税の特例)の規定による所得税の額」と、同の規定中「その年分の所得税の額」とあるのは「その年分の所得税の額及び租税特別措置法第 この項において同じ。)」と読み替えるものとする」と、同法第九十五条第一項から第三項まで 得税額、租税特別措置法第四十一条の十九第一項(特定の基準所得金額の課税の特例)の規定 規定による所得税の額」と、同条第三項中「準用する」とあるのは「準用する。この場合にお する」とする。 による所得税の額」と、「の所得税額」とあるのは いて、同条第二項中「課税総所得金額に係る所得税額」とあるのは「課税総所得金額に係る所 項の規定により準じて計算する」と、「又は」とあるのは「又は同項の規定により準じて計算 項の規定による所得税の額、第百六十五条第一項の規定により準じて計算する」と、「又は」 所得税法第九十三条、第九十五条、第百六十五条の五の三及び第百六十五条の六の規定の適 項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 「の所得税額(当該所得税の額を含む。以下

当等をいう。以下この号及び次号において同じ。)に係る配当所得について第八条の四第一項の支払を受けるべき特定上場株式等の配当等(第八条の四第二項に規定する特定上場株式等の配 の適用を受けた場合には、当該配当所得については、この限りでない。 の配当等に係る配当所得について所得税法第二十二条及び第八十九条又は第百六十五条の規定 規定の適用があるものとする。ただし、その者がその年中に支払を受けるべき特定上場株式等 条第一項又は第二項に規定する課税標準等及び税額等の計算においては、その者がその年中に 得税法第二十二条及び第八十九条並びに第百六十五条の規定にかかわらず、国税通則法第十九 書を提出する場合における国税通則法第十九条第一項又は第二項の規定の適用については、所 第一項の個人のその年分の所得税(前項の規定の適用があるものに限る。)について修正申告

法第二十四条若しくは第二十六条の規定による更正又は同法第二十五条の規定による決定をす三 第一項の個人のその年分の所得税(前項の規定の適用があるものに限る。)について国税通則 場合には、当該配当所得については、この限りでない。 定の適用があるものとして同法第二十四条から第二十六条までに規定する課税標準等及び税額中に支払を受けるべき特定上場株式等の配当等に係る配当所得について第八条の四第一項の規 配当所得について所得税法第二十二条及び第八十九条又は第百六十五条の規定の適用を受けた 等を計算する。ただし、その者がその年中に支払を受けるべき特定上場株式等の配当等に係る る場合における同法第二十四条から第二十六条までの規定の適用については、その者がその年

事項は、政令で定める。その他第一項の規定の適用がある場合における所得税に関する法令の規定の適用に関し必要な 前三号に定めるもののほか、所得税法第二編第五章の規定による申請又は申告に関する特例

り捨てた割合とし

当該計算した割合が百分の五を超えるときは百分の五とする。

条及び第三十七条の十三の二の」を「それぞれ次に定める」に改め、 第四十一条の二十一第十四項第十号中「同項に規定する特定株式」を「次に掲げる株式」に、「同 第三十七条の十三第一項に規定する特定株式 同条及び第三十七条の十三の三 同号に次のように加える。

同条

第三十七条の十三の二第一項に規定する設立特定株式

第一項」に改める。 第四十一条の二十一第十四項第十七号中「第四十一条の十九第一項」を 「第四十一条の十八の

出すべき調書等の提出期限の属する年以前の各年のいずれかの年において前項の規定に基づき記載務署長(次項において「所轄の税務署長」という。)の承認を受けた場合又はこれらの規定により提四第三十一項、第三十七条の十四の二第二十七項若しくは第四十一条の二の三第二項に規定する税二第二項、第二十九条の二第六項若しくは第七項、第三十七条の十一の三第七項、第三十七条の十書」を「報告書及び調書」に改め、同条第二項中「)が、政令で定めるところにより第九条の四の書」を「報告書及び調書」に改め、同条第二項中「)が、政令で定めるところにより第九条の四の書」を「報告書及び調書」に改め、同条第二項中「)が、政令で定めるところにより第九条の四の書」を「報告書及び調書」に改め、同条第二項中「)が、政令で定めるところにより第九条の四の書」を「報告書及び調書」に改め、同条第二項中「)が、政令で定めるところにより第九条の四の 七条の十四第三十三項から第三十七項まで」を「第三十七条の十四第三十六項から第四十項まで」十四第三十四項」に改め、「並びに」の下に「第八条の四第十項から第十四項まで、」を加え、「第三十七条の1の下に「第八条の四第九項、」を加え、「第三十七条の十四第三十一項」を「第三十七条の第三十七条の十四の二第二十七項又は第四十一条の二の三第二項」を「これら」に改め、同条第四第三十七条の十四の二第二十七項又は第四十一条の二の三第二項」を「これら」に改め、同条第四 十九条の二第六項若しくは第七項、第三十七条の十一の三第七項、第三十七条の十四第三十一項、は第四十一条の二の三第二項に規定する税務署長をいう。)」を加え、「第九条の四の二第二項、第二十七項又第三十七条の十 の三第七項、第三十七条の十四第三十四項、第三十七条の十四の二第二十七項又署長」の下に「(第八条の四第九項、第九条の四の二第二項、第二十九条の二第六項若しくは第七項、署長」の下に「(第八条の四第九項、第九条の四の二第二項、第二十九条の二第六項若しくは第七項、 に改める。 事項を記録した光ディスク等を提出した場合には」を「)は」に改め、同条第三項中「所轄の税務 第二項」に、「第三十七条の十四第三十一項」を「第三十七条の十四第三十四項」に、「調書及び報 第四十二条の二の二第一項中「第九条の四の二第二項」を「第八条の四第九項、第四十二条の二第三項中「令和五年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」第四十二条第四項第三号中「暗号資産」を「暗号等資産」に改める。 . 第九条の四の一に改める。

出をせず」を「提出せず」に、「提出をした」を「提出した」に改め、同項第五号及び第六号中「第り、同条第四項第二号中「第三十七条の十四第三十一項」を「第三十七条の十四第三十四項」に、「提条の五第二項(同条第四項」を「第三十七条の五第三項(同条第五項」に改め、「読み替えて」を削条四十二条の三第一項及び第三項中「第三十五条第八項」を「第三十五条第九項」に、「第三十七)による 三十七条の十四第三十三項」を「第三十七条の十四第三十六項」に改める。

第四十二条の三の二第一項及び第二項中「令和五年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」

を「百分の十二」に、「○・一七五」を「○・二五」に、「百分の二」を「百分の一」に改め、同条第第四十二条の四第一項第一号中「百分の十・一四五」を「百分の十一・五」に、「百分の九・四」に改める。 五」に、「〇・一七五」を「〇・二五」に、「百分の二」を「百分の一」に改め、同条第三項中「第一五」に改め、同号口中「百分の九・四」を「百分の十二」に、「百分の十・一四五」を「百分の十二・五」に、「〇・三五」を「〇・三七四」を「百分の十二・五」に、「〇・三五」を「〇・三七四」を「百分の十二・五」に、「〇・三五」を「〇・三七四」を「百分の十二・五」に、「〇・三五」を「〇・三七四」を「〇・三七四」を「百分の十二・五」に、「〇・三五」を「〇・三七四」を「〇・三七四」を「〇・三七四」を「〇・三七四」を「〇・ ては第二号及び第三号に定める金額の合計額とする。」を削り、同項第二号を次のように改める。 に定める」に改め、「とし、同号及び第三号に掲げる事業年度のいずれにも該当する事業年度にあつ 号及び第二号に掲げる」を「次の各号に掲げる」に、「第一号及び第二号に定める」を「、当該各号 二項中「令和五年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改め、同項第一号イ中「百分の九・ 令和五年四月一日から令和八年三月三十一日までの間に開始する各事業年度のうち次に掲げ

に定める割合とのうちいずれか高い割合)を乗じて計算した金額 る事業年度 当該調整前法人税額に次に掲げる事業年度の区分に応じそれぞれ次に定める割合 (イ及びハに掲げる事業年度のいずれにも該当する事業年度にあつては、 イに定める割合とハ 六二五を乗じて計算した割合(当該割合に小数点以下三位未満の端数があるときはこれを切 が零である事業年度を除く。) 増減試験研究費割合が百分の四を超える事業年度(設立事業年度及び比較試験研究費の額 当該増減試験研究費割合から百分の四を控除した割合に○・

金曜日

とし、当該計算した割合が百分の五を超えるときは百分の五とする。)を減算した割合 て計算した割合(当該割合に小数点以下三位未満の端数があるときはこれを切り捨てた割合 増減試験研究費割合が零に満たない場合のその満たない部分の割合が百分の四を超える事 (設立事業年度、比較試験研究費の額が零である事業年度及びハに掲げる事業年度を 零から、当該満たない部分の割合から百分の四を控除した割合に○・六二五を乗じ

を切り捨てた割合とし、当該計算した割合が百分の十を超えるときは百分の十とする。) た割合に二を乗じて計算した割合(当該割合に小数点以下三位未満の端数があるときはこれ 試験研究費割合が百分の十を超える事業年度 当該試験研究費割合から百分の十を控除し

号を削り、同条第八項第三号イ(1)中「百分の十・一四五」を「百分の十一・五」に、「百分の九・四」額の合計額とする。)」を削り、同項第一号中「百分の九・四」を「百分の十二」に改め、同項第三 のいずれにも該当する事業年度にあつては第一号及び第三号に定める金額の合計額とし、第二号及和五年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改め、「(第一号及び第三号に掲げる事業年度 げる事業年度のいずれにも該当する事業年度にあつては(2)及び(3)に定める割合を合計した割合とす の十・一四五」を「百分の十一・五」に、「〇・一七五」を「〇・二五」に、「百分の二」を「百分の を「百分の十二」に、「○・一七五」を「○・二五」に、「百分の二」を「百分の一」に改め、同項第 び第三号に掲げる事業年度のいずれにも該当する事業年度にあつては第二号及び第三号に定める金 八号イ⑴;中「百分の九・四」を「百分の十二」に、「百分の十・一四五」を「百分の十一・五」に、 五」に改め、同項第二号及び第三号中「百分の九・四」を「百分の十二」に改め、同条第六項中「令 一」に改め、同号口⑴中「百分の九・四」を「百分の十二」に、「〇・三五」を「〇・三七五」に改 三十一日」に改め、同項第一号中「百分の九・四」を「百分の十二」に、「〇・三五」を「〇・三七 「○・三五」を「○・三七五」に改め、同号イ⑴⑴中「百分の九・四」を「百分の十二」に、「百分 る」を「次に掲げる」に、「⑴及び⑵に定める」を「、次に定める」に改め、「とし、⑵及び⑶に掲、、同号口⑵及び⑶中「百分の九・四」を「百分の十二」に改め、同項第九号イ中「⑴及び⑵に掲 第四十二条の四第三項第三号を削り、同条第五項中「令和五年三月三十一日」を「令和八年三月 同号イ2を次のように改める。

- 及び6回に掲げる事業年度のいずれにも該当する事業年度にあつては、(i)に定める割合と6回うち次に掲げる事業年度 次に掲げる事業年度の区分に応じそれぞれ次に定める割合 (i) に定める割合とのうちいずれか高い割合) 通算法人に係る通算親法人の同号に規定する各事業年度終了の日に終了する事業年度)の 第三項第二号に規定する各事業年度(当該通算法人が通算子法人である場合には、当該
- 合に小数点以下三位未満の端数があるときはこれを切り捨てた割合とし、当該計算した 験研究費割合から百分の四を控除した割合に○・六二五を乗じて計算した割合(当該割 割合が百分の五を超えるときは百分の五とする。) 人の比較試験研究費の額を合計した金額が零である事業年度を除く。) への比較試験研究費の額を合計した金額が零である事業年度を除く。) 当該合算増減試合算増減試験研究費割合が百分の四を超える事業年度(当該通算法人及び他の通算法
- 割合から百分の四を控除した割合に〇・六二五を乗じて計算した割合(当該割合に小数が零である事業年度並びに筺に掲げる事業年度を除く。) 零から、当該満たない部分の 超える事業年度(当該通算法人及び他の通算法人の比較試験研究費の額を合計した金額 分の五を超えるときは百分の五とする。)を減算した割合 点以下三位未満の端数があるときはこれを切り捨てた割合とし、 合算増減試験研究費割合が零に満たない場合のその満たない部分の割合が百分の四を 当該計算した割合が百

令和 **5** 年 **3** 月 **31** 日

験研究費割合から百分の十を控除した割合に二を乗じて計算した割合(当該割合に小数) 合算試験研究費割合が百分の十を超える事業年度 当該事業年度の特例割合(合算試 点以下三位未満の端数があるときはこれを切り捨てた割合とし、当該計算した割合が百 分の十を超えるときは百分の十とする。)をいう。 口②において同じ。

> 次のように改める。 九項第二号イ中「第四十二条の九第一項及び第二項」を「第四十二条の九」に改め、同項第四号を する事業年度にあつては同号口②及び③に定める割合を合計した割合とする。)」を削り、 口(1)及び(3)に定める割合を合計した割合とし、同号口(2)及び(3)に掲げる事業年度のいずれにも該当 は②」に改め、「(同号口1)及び③に掲げる事業年度のいずれにも該当する事業年度にあつては同号 ては同号イ2)及び3)に定める割合を合計した割合とする。」を削り、同号ロ中「から3)まで」を「又 同号イ⑴」に改め、「とし、同号イ⑵及び⑶に掲げる事業年度のいずれにも該当する事業年度にあつ 売上金額」を削り、同条第十一項第一号イ中「から⑶まで」を「又は⑵」に、「は同号イ⑴」を「は、同条第十項中「又は第十九項第六号の二に規定する基準売上金額」及び「又は同号に規定する基準 及び「若しくは当初申告基準売上金額」を削り、「若しくは基準売上金額」と」を「」と」に改め、 基準売上金額(第十九項第六号の二に規定する基準売上金額をいう。以下この号において同じ。)」 同号ロ⑴中「百分の九・四」を「百分の十二」に改め、同号ロ⑶を削り、同項第十号中「若しくは のいずれにも該当する事業年度にあつては②及び③に定める割合を合計した割合とする。)」を削り、 当する事業年度にあつては⑴及び⑶に定める割合を合計した割合とし、⑵及び⑶に掲げる事業年度 第四十二条の四第八項第九号イ(3)を削り、同号ロ中「(1)及び(3)に掲げる事業年度のいずれにも該

年度(合併法人の合併の日を含む事業年度その他の政令で定める事業年度を除く。)をいう。 設立事業年度
設立の日(次に掲げる法人については、それぞれ次に定める日)を含む事業

四

法人税法第二条第四号に規定する外国法人
恒久的施設を有することとなつた日

公共法人に該当していた収益事業を行う公益法人等 当該公益法人等に該当することとな 新たに収益事業を開始した公益法人等又は人格のない社団等 その開始した日

二 公共法人又は収益事業を行つていない公益法人等に該当していた普通法人又は協同組合等 当該普通法人又は協同組合等に該当することとなつた日

る。 同項第十三号とし、同条第二十六項中「並びに基準事業年度の売上金額及び試験研究費の額」を削 額」の下に「(棚卸資産の販売による収益の額その他の政令で定める金額をいう。)」を加え、同号を 対して人件費を支出して行う試験研究」を加え、同項第十三号を削り、同項第十四号中「の売上金 下に「、高度専門知識等(専門的な知識、技術又は経験であつて高度のものをいう。)を有する者に 第四十二条の四第十九項第六号の二及び第六号の三を削り、同項第十号中「関する試験研究」の

を「から第三号まで」に、「第四号」を「第五号」に改め、同項第四号中「船舶」の下に「(輸送の効策四十二条の六第一項中「令和五年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に、「又は第二号」 を削り、同号を同項第二号とし、同号の前に次の一号を加える。し、同項第二号を同項第三号とし、同項第一号中「機械及び装置並びに」及び 舶として政令で定めるものに限る。)」を加え、同号を同項第五号とし、同項第三号を同項第四号と 率化等に資するものとして政令で定める船舶にあつては、環境への負荷の状況が明らかにされた船 「工具については、」

定める要件に該当するものを除く。) 機械及び装置(その管理のおおむね全部を他の者に委託するものであることその他の政令で

第四十二条の十二第六項第一号を次のように改める。 第四十二条の十一の二第一項中「令和五年三月三十一日」 を「令和七年三月三十一日」に改める。

- び清算中の各事業年度を除く。)をいう。 れぞれ次に定める日)を含む事業年度、 該計画の認定を受けた日から同日の翌日以後二年を経過する日までの期間内の日を含む事業年 適用年度 地方活力向上地域等特定業務施設整備計画について計画の認定を受けた法人の当 (設立 (合併、分割又は現物出資による設立を除く。)の日 (次に掲げる法人については、そ 解散 (合併による解散を除く。)の日を含む事業年度及
- 新たに収益事業を開始した公益法人等又は人格のない社団等 法人税法第二条第四号に規定する外国法人 恒久的施設を有することとなつた日 その開始した日

- ハ 公共法人に該当していた収益事業を行う公益法人等 当該公益法人等に該当することとな
- 二 公共法人又は収益事業を行つていない公益法人等に該当していた普通法人又は協同組合等 当該普通法人又は協同組合等に該当することとなつた日

「令和五年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改める。 第四十二条の十二の四第一項中「(これに準ずるものとして政令で定めるものを含む。)」を削り、

第四十二条の十二の五第三項第一号を次のように改める。

年度をいう。 設立事業年度 設立の日(次に掲げる法人については、それぞれ次に定める日)を含む事業

法人税法第二条第四号に規定する外国法人 恒久的施設を有することとなつた日

新たに収益事業を開始した公益法人等又は人格のない社団等 その開始した日

公共法人に該当していた収益事業を行う公益法人等 当該公益法人等に該当することとな

公共法人又は収益事業を行つていない公益法人等に該当していた普通法人又は協同組合等 当該普通法人又は協同組合等に該当することとなつた日

技術事業適応(以下第五項まで」に改め、同条第十一項を同条第十二項とし、同条第十項を同条第 五年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に、「情報技術事業適応(以下この条」を「情報 第四十二条の十二の七第一項中「第二十一条の二十八第二項」を「第二十一条の二十八」 | 項とし、同条第九項を同条第十項とし、同条第八項の次に次の一項を加える。 に、「令

9 次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める資産については、適用しない。

に規定する情報技術事業適応設備で同日以後に取得又は製作をされたもの 技術事業適応(次号において「旧情報技術事業適応」という。)の用に供する第一項及び第四項 きは、その変更後のものを除く。)に従つて実施される同法第二十一条の二十八に規定する情報 同条第一項の規定による変更の認定の申請がされた場合において、その変更の認定があつたと の認定の申請がされた同法第二十一条の十六第二項に規定する認定事業適応計画(同日以後に 第一項及び第四項の規定(令和五年四月一日前に産業競争力強化法第二十一条の十五第一項

の利用に係る費用で令和五年四月一日以後に支出されたものに係る繰延資産 第二項及び第五項の規定 旧情報技術事業適応を実施するために利用するソフトウエアのそ

第四十二条の十三第八項中「前条第九項」を「前条第十項」に改める。

び第二号を次のように改める。 第四十三条第一項中「令和五年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改め、 その法人の海上運送法第三十九条の五に規定する認定外航船舶確保等計画(以下この号及び 同項第 异

掲げる船舶のいずれに該当するかに応じそれぞれ次に定める割合 は外国と外国との間を往来する船舶をいう。以下この項において同じ。) 当該外航船舶が次に き財務省令で定めるところにより証明がされたものに該当する外航船舶(本邦と外国との間又 第五号に規定する対外船舶運航事業の用に供するための特定外航船舶をいう。)であることにつ 当該認定外航船舶確保等計画に従つて取得し、又は製作された本邦対外船舶運航事業用船舶(同 法第三十九条第二項第三号に規定する本邦対外船舶運航事業者等の営む同法第三十五条第三項 次号において「認定外航船舶確保等計画」という。) に記載された同法第三十九条の二第二項第 |号に規定する特定外航船舶(以下この号及び次号において「特定外航船舶」という。)のうち

に限る。) に記載された先進船舶 法第三十九条の十第一項に規定する先進船舶をいう。 イにおいて同じ。) の導入に関するもの その法人の海上運送法第三十九条の十四に規定する認定先進船舶導入等計画(先進船舶(同 (環境への負荷の低減に著しく資するものとして政令で定め

> 船舶(船舶法第一条に規定する日本船舶をいう。以下この項において同じ。)に該当するもの る船舶に限る。次号イ及び第三号イにおいて「特定先進船舶」という。) 百分の三十(日本

イに掲げる船舶以外の船舶 百分の二十七(日本船舶に該当するものについては、

外航船舶(前号に掲げる船舶を除く。) 当該外航船舶が次に掲げる船舶のいずれに該当するか 製作されたものであることにつき財務省令で定めるところにより証明がされたものに該当する に応じそれぞれ次に定める割合 特定外航船舶のうちその特定外航船舶に係る認定外航船舶確保等計画に従つて取得し、

イに掲げる船舶以外の船舶(百分の二十五(日本船舶に該当するものについては、特定先進船舶(百分の二十八(日本船舶に該当するものについては、百分の三十)

百分の

三 前二号に掲げる船舶以外の外航船舶 当該外航船舶が次に掲げる船舶のいずれに該当するか第四十三条第一項第三号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。 に応じそれぞれ次に定める割合

特定先進船舶 百分の十八 (日本船舶に該当するものについては、百分の二十)

イに掲げる船舶以外の船舶<br />
百分の十五(日本船舶に該当するものについては、 百分の十

改める。 (令和五年四月一日」を「百分の十八(令和七年四月一日」に、「百分の十八」を「百分の十六」第四十四条の二第一項中「令和五年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に、「百分の「 第四十四条第一項中「令和五年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改める。第四十三条の二を削り、第四十三条の三を第四十三条の二とする。

に十

号の上欄に掲げる地区にあつては、令和六年三月三十一日)まで」に改め、同項の表の第二号の上区にあつては、令和三年四月一日)から令和七年三月三十一日(同欄に掲げる地区及び同表の第四 る地区」に改める。 同号の下欄中「地区」を「政令で定める地区」に改め、同表の第四号の上欄中「地区」の下に「(第 る」に改め、「定める地区」の下に「(第一号の上欄に掲げる地区に該当する地区を除く。)」を加え、 欄中「地区」を「政令で定める地区」に改め、同表の第三号の上欄中「推進される」を「促進され 欄中「定める地区」の下に「(前号の上欄に掲げる地区に該当する地区を除く。)」を加え、 つては、令和三年四月一日から令和六年三月三十一日まで)」を「(次の表の第一号の上欄に掲げる地 一号の上欄に掲げる地区に該当する地区を除く。)」を加え、同号の下欄中「地区」を「政令で定め 第四十五条第三項中「から令和五年三月三十一日まで(次の表の第一号の上欄に掲げる地区にあ 第四十四条の三第一項中「令和五年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改める。 同号の下

旦」に改める。 第四十五条の二第一項から第三項までの規定中「令和五年三月三十一日」を「令和七年三月三十

分の四十」に改める。 当該事業再編計画に限る」を加え、「百分の四十(」を「百分の三十五(」に、「百分の四十五」を「百 産物流通等の合理化に特に資するものとして財務省令で定めるものを行うものである場合における る事業再編が同項第一号の措置のうち良質かつ低廉な農業資材の供給又は同条第二項に規定する農 きは」に改め、「変更後のもの」の下に「とし、その事業再編計画に係る同法第二条第五項に規定す 第四十六条第一項中「令和五年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に、「ときは、」を「と

に改める。 第五十二条の二第二項及び第五十二条の三第二第四十七条第一項中「令和五年三月三十一日」 二十六項中 を「令和八年三月三十一日」 「第四十三条の三」 に改める。 を 第四十三条の二

第五十七条の四を削る

六号)」を加え、同条を第五十七条の四とする。 第五十七条の四の二第一項中「令和五年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改め、「お 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」の下に「(昭和三十二年法律第百六

十九条の二第二項」を「第三十七条の四第二項」に改め、同条第六項中「第三十九条の五第一項」項」を「第三十八条第七項」に、「第三十八条」を「第三十七条の二」に改め、同条第四項中「第三 法第三十八条」を「日本船舶(同法第三十七条の二」に改め、同項第一号中 第五十九条の二第一項中「令和二年三月三十一日」 「第三十八条第一項」に改める。 を「令和七年三月三十一日」 「第三十九条の五第七一日」に、「日本船舶(同

るものとし、建物及びその附属設備にあつては」に改める。 第六十一条の三第一項中「建物及びその附属設備にあつては、」を「政令で定める規模のものに限 第六十一条の二第一項中「令和五年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改める。

第六十二条第一項中「法人税法第二条第五号に規定する」を削り、「同法」を「法人税法」 に改め

亡した」に、「同項」を「第七項」に、「第八号の二」を「第九号」に改め、同項第十五号中「当該死第十四号中「開発許可」を「都市計画法第二十九条第一項の許可」に、「当該死亡した」を「その死壌小号とし、同項第八号の二を同項第九号とし、同項第十三号中「都市計画区域」を「都市計画区策「次号」に改め、同号を同項第十二号とし、同項第十号を同項第十一号とし、同項第十一号とし、同項第九号を同項 同条第十五項中「令和五年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改める。 十号」に改め、同条第五項中「令和四年十二月三十一日」を「令和七年十二月三十一日」に改め、亡した」を「その死亡した」に、「第九号」を「第十号」に改め、同項第十六号中「第九号」を「第 項第十二号を削り、 第六十二条の三第四項中「令和四年十二月三十一日」を「令和七年十二月三十一日」に改め、同 同項第十一号中「地域」を「区域」に、「第九号」を「第十号」に、「第十三号」

の号において同じ。)」に、「市街化区域」を「都市計画法第七条第一項の市街化区域と定められた区障害区域以外の地域内」を「上欄のイからハまでに掲げる区域以外の地域内(国内に限る。以下この附属設備を含む。以下この表及び第十四項において同じ。)」を加え、同号の下欄中「航空機騒音 又は」を削り、同項の表の第一号を削り、同表の第二号の上欄中「区域(」の下に「イ又は口に掲号」を「第一号」に改め、「令和二年四月一日前に同欄のイ若しくは口に掲げる区域となつた区域内 える。 定める区域を除く。以下この号において「既成市街地等」という。)」に改め、同欄に次のように加 げる区域にあつては、令和二年四月一日前に当該区域となつた区域を除く。]を、「建物」の下に「(そ 域として政令で定める区域」を「次に掲げる区域(イからハまでに掲げる区域にあつては、政令で 域」に改め、同号を同表の第一号とし、同表の第三号の上欄中「既成市街地等及びこれに類する区 にこの項の規定の適用を受ける旨の届出をした場合における当該買換資産に限る。)」を加え、「第二 「第四号」に改め、「は、当該買換資産」の下に「(政令で定めるところにより納税地の所轄税務署長 第六十五条の七第一項中「令和五年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に、「第五号」を 第六十三条第八項中「令和五年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改める。

金曜日

首都圏整備法第二条第三項に規定する既成市街地

令和 **5** 年 **3** 月 **31** 日

近畿圏整備法第二条第三項に規定する既成都市区域

る法律第二条第三項に規定する政令で定める区域 首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関す

二 イからハまでに掲げる区域に類する区域として政令で定める区域

からこれらの資産の譲渡をされた日の属する年の一月一日までの所有期間とする。)」を加え、同号 を同表の第三号とし、 号を同表の第二号とし、同表の第四号の上欄中「所有期間」の下に「(その取得をされた日の翌日 第六十五条の七第一項の表の第三号の下欄中「上欄に掲げる区域」を「既成市街地等」に改め、 同表の第五号の上欄中「満たないもの」の下に「(建設業その他の政令で定め

> 法人の本店又は主たる事務所として使用される建物及び構築物並びにこれらの敷地の用に供される法人が譲渡をした同表の第三号の上欄に掲げる資産が第三号に掲げる地域内にある本店資産(当該 に、「百分の七十」を「百分の九十」に改め、同項第二号中「前号」を「次号」に改め、同項に次の を「第五条第四項第五号イに規定する集中地域(次号において「集中地域」という。)以外の地域」 あるかに応じ」を加え、同項第一号中「第十七条の二第一項第一号に規定する政令で定めるもの」 れらの」に改め、「かかわらず、」の下に「当該資産が次の各号に掲げる地域のうちいずれの地域内に 下欄に掲げる資産が第一号に掲げる地域内にある本店資産に該当するとき」を加え、「その」を「こ 土地等をいう。以下この項において同じ。)に該当し、かつ、当該法人が取得をした同表の第三号の 域再生法第五条第四項第五号イに規定する集中地域(第二号において「集中地域」という。)以外の」え、同条第十二項中「第五号」を「第四号」に改め、同条第十四項中「第四号」を「第三号」に、「地 税務署長にこの項の規定の適用を受ける旨の届出をした場合における当該買換資産に限る。)」を加 五号」を「第四号」に改め、「は、当該買換資産」の下に「(政令で定めるところにより納税地の所 加え、同号を同表の第四号とし、同条第四項中「第五号」を「第四号」に改め、同条第九項中 る事業の用に供されるものにあつては、平成二十三年一月一日以後に建造されたものを除く。)」を 「第一号に掲げる」に、「次の各号」を「第二号若しくは第三号」に改め、「とき」の下に「、又は

する場合には、百分の六十)に相当する金額 した金額の百分の七十(その譲渡をした資産及び取得をした資産のいずれもが本店資産に該当 地域再生法第十七条の二第一項第一号に規定する政令で定めるもの 第一項に規定する計算

第六十五条の七第十六項第二号中「、第二号及び第四号」を「及び第三号」に改める。

に改める。 第十四項及び第十五項中「第五号」を「第四号」に改め、同条第十八項中「第四号」を 買換資産に限る。)」とあるのは「買換資産」と、」を加え、「あるのは、」を「あるのは」に改め、 ころにより納税地の所轄税務署長にこの項の規定の適用を受ける旨の届出をした場合における当該 同条第八項中「第五号」を「第四号」に改め、「同条第九項中」の下に「「買換資産(政令で定めると る当該買換資産に限る。)」とあるのは「買換資産」と、」を加え、「あるのは、」を「あるのは」に改め、 めるところにより納税地の所轄税務署長にこの項の規定の適用を受ける旨の届出をした場合におけ 号」に改め、同条第七項中「第五号」を「第四号」に改め、「同項中」の下に「「買換資産(政令で定 げる区域となつた区域内又は」を削り、同条第二項第二号及び第四項第二号中「第五号」を「第四 「第四号」に、「第二号の」を「第一号の」に改め、「令和二年四月一日前に同欄のイ若しくは口に掲 第六十五条の八第一項中「令和五年三月三十一日」を 「令和八年三月三十一日」に、「第五号」を 「第三号」

「取得を」の下に「し、同項及び同条第九項の届出を」を加える 第六十五条の九中「令和五年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改め、 同条第二号中

社となるものに限る。)に該当する場合」を加える その判定の基礎となる株主から除外して判定するものとした場合においても同号に規定する同族会 判定の基礎となつた株主のうちに同号に規定する同族会社でない法人がある場合には、当該法人を 会社が法人税法第二条第十号に規定する同族会社(同号に規定する同族会社であることについての 第六十六条の二第一項中「満たない場合」の下に「並びに当該株式交付の直後の当該株式交付親

第六十六条の五の二第二項第三号ロ中「法人税法第二条第五号に規定する」を削る。

分の二十七」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える. において「添付不要部分対象外国関係会社」という。)」に改め、同項第二号中 うち、当該各事業年度において前項第二号又は第三号のいずれかに該当する事実があるもの(次項 第六十六条の六第五項第一号中「百分の三十」を「百分の二十七」に改め、同条第十一項第一号 「外国関係会社(特定外国関係会社」を「部分対象外国関係会社(当該部分対象外国関係会社の 当該各事業年度の租税負担割合が百分の二十未満である対象外国関係会社 一百分の三十 を一百

12 第一項各号に掲げる内国法人は、財務省令で定めるところにより、当该内国去人こ系る忝寸下を同条第十三項とし、同条第十一項の次に次の一項を加える。第六十六条の六第十四項を同条第十五項とし、同条第十三項を同条第十四項とし、同条第十三項

等で、できりに美国原等で持っているができます。と「考えを考っ原うに表」となり、引きらし類を保存しなければならない。 要部分対象外国関係会社の各事業年度の貸借対照表及び損益計算書その他の財務省令で定める書12 第一項各号に掲げる内国法人は、財務省令で定めるところにより、当該内国法人に係る添付不

高大上大会のよの二第五頁第一号中「百分の三十一と「百分の二十二」こ女の、司条第十一頁第号中「第三章」を「第二章第二節」に改める。 中「第四十二条の十二の七第十項」を「第四十二条の十二の七第十一項」に、第六条第一号」を「第中「第四十二条の十二の七第十項」を「第四十二条の十二の七第十一項」に、「第六条第一号」を「第六条第一項第三号」に改め、同条第九項第六十六条の七第四項第一号中「第六条第三号」を「第六条第一項第三号」に改め、同条第九項

「百分の二十七」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。項において「添付不要部分対象外国関係法人」という。)」に改め、同項第二号中「百分の三十」を人のうち、当該各事業年度において前項第二号又は第三号のいずれかに該当する事実があるもの(次一号中「外国関係法人(特定外国関係法人」を「部分対象外国関係法人(当該部分対象外国関係法)等六十六条の九の二第五項第一号中「百分の三十」を「百分の二十七」に改め、同条第十一項第

等に一て終りしり二等一直真に別を等して真こし、別を等し四頁に別を等して見て一 当該各事業年度の租税負担割合が百分の二十未満である対象外国関係法人

同条第十一項の次に次の一項を加える。三項を同条第十四項とし、同条第十二項と「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十二項とし、同条第十四項を同条第十五項とし、同条第十四項を同条第十五項と

八項中「第四十二条の十二の七第十項」を「第四十二条の十二の七第十一項」に、「第六条第一号」第六十六条の九の三第三項第一号中「第六条第三号」を「第六条第一項第三号」に改め、同条第書類を保存しなければならない。 不要部分対象外国関係法人の各事業年度の貸借対照表及び損益計算書その他の財務省令で定める 特殊関係株主等である内国法人は、財務省令で定めるところにより、当該内国法人に係る添付

第六十六条の十一の四を削り、第六十六条の十一の五を第六十六条の十一の四とする。第六十六条の十一第一項第五号中「法人税法第二条第五号に規定する」を削る。二項各号中「第三章」を「第二章第二節」に改める。

同項に次の各号を加える。 
「現の一十一の四を削り、第六十六条の十一の五を第六十六条の十一の四を削り、第六十六条の十一の四とする。 
第六十六条の十一の四を削り、第六十六条の十一の五を第六十六条の十一の四を削り、第六十六条の十一の五を第六十六条の十一の四を削り、第六十六条の十一の四を削り、第六十六条の十一の四を削り、第六十六条の十一の四を削り、第六十六条の十一の四を削り、第六十六条の十一の四を削り、第六十六条の十一の四を削り、第六十六条の十一の五を第六十六条の十一の四とする。

株式」という。) 五十億円 一 資本金の額の増加に伴う払込みにより交付された特定株式(以下この条において「増資特定

前号に掲げる特定株式以外の特定株式 二百億円

除く。)その有しないこととなつた日における当該特定株式に係る特別勘定の金額(除く。)その有しないこととなつた日における当該特定株式に係る特別勘定の金額の議決権の百分の五十を超える議決権を有しないこととなつた場合(第二号に該当する場合を八 当該設定法人が第一号に規定する特定株式(増資特定株式を除く。)を発行した法人の総株主

第六十六条の十三第十項を同条第十一項とし、同項の次に次の一項を加える。

係る特別勘定の金額(第二項から第九項まで及び前項の規定以前に取得をした特定株式にあつては、五年)を経過した特定株式として政令で定めるものに)(第一項の特別勘定に係る増資特定株式のうちその取得の日から三年(令和四年三月三十一日次の各号に掲げる特別勘定の金額については、当該各号に定める規定は、適用しない。

第六十六条の十三第九項の次に次の一項を加える。 過した特定株式として政令で定めるものに係る特別勘定の金額 第九項の規定 第一項の特別勘定に係る特定株式(増資特定株式を除く。)のうちその取得の日から五年を経

10 第一項の特別勘定を設けている法人(以下この項において「設定法人」という。)の各事業年度10 第一項の特別勘定を設けている法人(以下この項において「設定法人の事業年度の前得の金額の計算上、益金の額に算入する。この場合においては、きな当該設定法人の事業年度について、当該特定株式を発行した法人の事業の成長発展が図られたことにつき産業競争力強化法第四十六条第二号の規定に基づく調査その他の方法により明らかにされた場合として財務省令で定める場合を除く。)には、当該五年経過特別勘定の金額は、当該末日を含む当該設定法人の事業において「五年経過特別勘定の金額」という。)がある場合(当該末日を含む当該設定法人の事業にこれで、前事業年度の対したは、当該五年経過特別勘定を設けている法人(以下この項において「設定法人」という。)の各事業年度10 第一項の特別勘定を設けている法人(以下この項において「設定法人」という。)の各事業年度10 第一項の特別勘定を設けている法人(以下この項において「設定法人」という。)の各事業年度10 第一項の特別勘定を設けている法人(以下この項において「設定法人」という。)の各事業年度10 第一項の特別勘定を設けている法人(以下この項において「設定法人」という。)の各事業年度10 第一項の特別勘定を設けている法人(以下この項において「設定法人」という。)の各事業年度10 第一項の特別勘定を設けている法人に対している。

第六十七条の十七第九項中「令和五年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改める。商品取引所に上場されている」に、「同項第二号ト」を「第一項第二号ト」に改める。一号口(1)に該当するものである」を「その投資口が金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融第六十七条の十五第一項中「。第一号」の下に「及び第七項」を加え、同条第七項中「第一項第第六十七条の三第一項中「令和六年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改める。

(認定株式分配に係る課税の特例)

第六十八条の二の二を次のように改める。

第六十八条の二の二 産業競争力強化法第二十三条第一項の認定を令和五年四月一日から令和六年第六十八条の二の二 産業競争力強化法第二十三条第一項の認定を令和五年四月一日から令和六年第六十八条の二の二 産業競争力強化法第二十三条第十二号の五の二十未満となることその他の政令で定める要件に該当する場合を除く。)における同法その他の法令の規定の適用についてに規定する株式分配に該当する場合を除く。)における同法その他の法令の規定の適用についてに規定する株式分配に該当する場合を除く。)における同法その他の法令の規定の適用についてに規定する株式分配に該当する場合を除く。)における同法その他の法令の規定の適用についてに規定する課代の特例)に規定する場合を除く。)における同法その他の法令の規定の適用についてに規定する課税の特例)に規定する場合を除く。)における同法その他の法令の規定の適用についてを選続の特例)に規定する認定株式分配で当該認定株式分配が法人税法第二条第十二号の十五の二年系第十二号の十五の二第一項(認定株式分配として政令で定めるもの(当該認定に係る産業競争力強化法第二十四条第二項に規定する場合に表別では、金額)の当該完全子法人の発行済株式等の総数又は総額を全子法人の株式の間に受けた法人が行う法人税法第二条第十二号の五の二に規定する場合に対している。

金曜日

一項」を「第三十七条第一項」に改める。

2 頭の規定の適用がある場合における法人税法その他の法令の規定の適用に関し必要な事項

の規定の適用を受ける贈与により取得したものである場合には、当該価額から同法第二十一条の十 の二第一項の規定(第七十条の三の二第一項の規定を含む。)による控除をした残額)」を加える。 第七十条の二第六項中「第三十六条の」を「第三十七条の」に改め、同項第五号中「第三十六条 第六十九条の五第一項中「の価額」の下に「(当該選択特定計画山林が同法第二十一条の九第三項 第六十八条の三の四第一項中「から第五十七条の五まで」を「、第五十七条の五」 第六十八条の五中「令和五年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改める。 第六十八条の四中「第四章第二節の二」を「第二章第三節第三款」に改める。 に改める

「この項、次項及び第十八項第三号」を「この条」に改め、同項第一号に後段として次のように加改め、同条第十項中「第十二項第三号」を「第十二項第一号及び第三号」に改め、同条第十二項中 第二項第一号イ中「第十四項」を「第十六項」に改め、同条第六項中「第十四項第五号」を「第十第七十条の二の二第一項中「令和五年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改め、同条 **六項第五号」に改め、同条第九項中「及び第二十一項」を「、第十五項第一号及び第二十三項」に** 

度とする。第十七項及び第十八項において同じ。)を控除した残額として政令で定める金額(以合には、その訂正後のものとし、第二項第一号ロに掲げる教育資金については、五百万円を限 下この項及び第十七項において「管理残額」という。)を記録しなければならない。 及び同日における非課税拠出額から教育資金支出額(第二十一項の規定による訂正があつた場 この場合において、その届出を受けた取扱金融機関の営業所等は、当該贈与者が死亡した日

除した残額として政令で定める金額(以下この項及び第十五項において「」及び「」という。)」をに掲げる教育資金については、五百万円を限度とする。第十五項及び第十六項において同じ。)を控 なされた」を「の適用があつたことを知つた場合には、その適用に係る」に改め、「及び当該贈与者削り、「次号及び同項」を「第十七項」に改め、同項第三号中「により相続により取得したものとみ 金支出額(第十九項の規定による訂正があつた場合には、その訂正後のものとし、第二項第一号口第七十条の二の二第十二項第二号中「当該贈与者が死亡した日における非課税拠出額から教育資 が死亡した日」を削り、同条第十三項中「限る」の下に「。第十五項において「二十三歳未満であ る場合等」という」を加え、同項に次のただし書を加える。

は、この限りでない。 十項第四号において「贈与者に係る相続税の課税価格の合計額」という。)が五億円を超えるとき 適用がないものとした場合における相続税の課税価格の合計額(次項、第十五項第一号及び第二 適用を受けるものに係る贈与を含む。)により財産を取得した全ての者に係る前項第二号の規定の において準用する場合を含む。)又は第七十条の三第一項において準用する場合を含む。)の規定の 第二十一条の九第三項(第七十条の二の六第一項、第七十条の二の七第一項(第七十条の二の八 ただし、当該贈与者から相続又は遺贈(当該贈与者からの贈与により取得した財産で相続税法

十八項に次の一号を加える の下に「(第十二項第三号の規定による記録を含む。)」を加え、同項を同条第二十一項とし、 第二十四項とし、同条第二十一項を同条第二十三項とし、同条第二十項中「第十四項」を 第二十二項」を「第二十三項及び第二十四項」に改め、同項を同条第二十六項とし、同条第二十三 項」に、「、第十三項、第十五項及び第十六項」を「から第十五項まで、第十七項及び第十八項」に 項中「第二十一項」を「第二十三項」に改め、同項を同条第二十五項とし、同条第二十二項を同条 一項」を「第二十四項」に改め、同項を同条第二十七項とし、同条第二十四項中「第二十一項及び め、同項を同条第二十二項とし、同条第十九項中「同項第一号」の下に「又は第四号」を、「記録 第七十条の二の二第十三項第三号中「次項」を「第十六項」に改め、同条第二十五項中「第二十 「第十六 同条第

令和 **5** 年 **3** 月 **31** 日

は修正申告書の提出により五億円を超えることとなること又は五億円以下となること。 一十六条の規定による更正若しくは同法第二十五条の規定による決定又は期限後申告書若しく 当該受贈者の贈与者に係る相続税の課税価格の合計額が、国税通則法第二十四条若しくは

よる」に改め、同項に次の各号を加える。 八項とし、同条第十五項中「当該残額については、当該教育資金管理契約に係る受贈者の前項各号 第十九項とし、同条第十六項中「第十四項第四号」を「第十六項第四号」に改め、同項を同条第十 (第四号を除く。)に定める日の属する年の贈与税の課税価格に算入する」を「次に定めるところに 第七十条の二の二第十八項を同条第二十項とし、同条第十七項中「第二十一項及び第二十二項」 「第二十三項及び第二十四項」に、「第十四項第四号」を 「第十六項第四号」に改め、 同項を同条

- める日の属する年の贈与税の課税価格に算入する。 当該残額については、当該教育資金管理契約に係る受贈者の前項各号 (第四号を除く。)に定
- 産とみなす。 第七十条の二の五の規定の適用については、当該残額は、同条第三項に規定する一般贈与財

14 前項ただし書の贈与者に項の次に次の二項を加える。 第七十条の二の二第十五項を同条第十七項とし、同条第十四項を同条第十六項とし、同条第十三

び債務の金額を基準として計算するものとする 更正決定等をすることができないこととなる日前に相続税額の計算の基礎となつた財産の価額及 は第三項又は相続税法第三十六条の規定により国税通則法第五十八条第一項第一号イに規定する 前項ただし書の贈与者に係る相続税の課税価格の合計額は、国税通則法第七十条第一項若しく

定めるところによる。 に係る相続税法第二十七条第一項の規定による期限内申告書の提出期限を経過したときは、次に 第十三項の受贈者が二十三歳未満である場合等に該当した場合において、同項の贈与者の死亡

ければならない。 以下この項において「確認書類等」という。)を取扱金融機関の営業所等に提出又は提供をしな かを確認するために必要と認められる書類として財務省令で定めるもの(電磁的記録を含む。 当該受贈者は、速やかに、贈与者に係る相続税の課税価格の合計額が五億円を超えるかどう

第十二項第二号の規定の適用を受けた者について、同項第三号の規定による記録をしなければ 前号の取扱金融機関の営業所等は、同号の確認書類等に記載又は記録がされた事項に基づき、

保存しなければならない。 第一号の取扱金融機関の営業所等は、 財務省令で定めるところにより、同号の確認書類等を

第三号に定める日の属する年の贈与税の課税価格に算入する」を「次に定めるところによる」に改 第十四項中「当該残額については、当該結婚・子育て資金管理契約に係る受贈者の前項第一号又は 第七十条の二の三第一項中「令和五年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改め、同条 同項に次の各号を加える。

に定める日の属する年の贈与税の課税価格に算入する。 当該残額については、当該結婚・子育て資金管理契約に係る受贈者の前項第一号又は第三号

産とみなす 第七十条の二の五の規定の適用については、当該残額は、 同条第三項に規定する一般贈与財

第七十条の三第六項中「第三十六条の」を「第三十七条の」に改め、同項第四号中 項」を「第三十七条第一項」に改め、同条の次に次の二条を加える。

(相続時精算課税に係る贈与税の基礎控除の特例)

第七十条の三の二 令和六年一月一日以後に相続税法第二十一条の九第五項に規定する相続時精算 与税の課税価格から百十万円を控除する。 に係るその年分の贈与税については、同法第二十一条の十一の二第一項の規定にかかわらず、贈に規定する特定贈与者(第三項において「特定贈与者」という。)からの贈与により取得した財産 課税適用者 (第三項において「相続時精算課税適用者」という。)がその年中において同条第五項

(号外特第 25 号)

- 2 適用については、相続税法第二十一条の十一の二第一項の規定により控除されたものとみなす。 前項の規定により控除された金額は、相続税法その他相続税又は贈与税に関する法令の規定の
- 3 |七十条の三の三||相続税法第二十一条の九第五項に規定する相続時精算課税適用者(第三項にお ら贈与により取得した財産に係る課税価格から控除する金額の計算については、政令で定める。 第一項の相続時精算課税適用者に係る特定贈与者が二人以上ある場合における各特定贈与者か

令で定めるところにより計算した金額を控除した金額)」とする。 を受けた土地又は建物にあつては、当該価額から当該被害を受けた部分に対応するものとして政三の三第一項(相続時精算課税に係る土地又は建物の価額の特例)に規定する災害によつて被害 条の十六第三項第二号中「価額」とあるのは「価額(当該財産のうち租税特別措置法第七十条の るものとして政令で定めるところにより計算した金額を控除した金額)から」と、同法第二十一 害によつて被害を受けた土地又は建物にあつては、当該価額から当該被害を受けた部分に対応す 置法第七十条の三の三第一項(相続時精算課税に係る土地又は建物の価額の特例)に規定する災 承認を受けたときにおける同法第二十一条の十五及び第二十一条の十六の規定の適用について を当該贈与を受けた日から当該災害が発生した日まで引き続き所有していた場合に限る。)におい 法第二十一条の十七第一項に規定する相続人を含む。第三項において同じ。)が当該土地又は建物により当該相続時精算課税適用者に係る権利又は義務を承継した当該相続時精算課税適用者の同 を受けた場合(当該相続時精算課税適用者(同法第二十一条の十七又は第二十一条の十八の規定 める災害をいう。以下この項において同じ。)によつて相当の被害として政令で定める程度の被害 得した土地又は建物が、当該贈与を受けた日から当該特定贈与者の死亡に係る同法第二十七条第 いて「相続時精算課税適用者」という。)が同条第五項に規定する特定贈与者からの贈与により取 項の規定による期限内申告書の提出期限までの間に災害(震災、風水害、火災その他政令で定 当該相続時精算課税適用者が、政令で定めるところにより贈与税の納税地の所轄税務署長の 同法第二十一条の十五第一項中「価額から」とあるのは「価額(当該財産のうち租税特別措

2 受けた土地又は建物にあつては、同項の規定により読み替えて適用する第二十一条の十五第一項の三第一項(相続時精算課税に係る土地又は建物の価額の特例)に規定する災害によつて被害を 又は第二十一条の十六第三項第二号に規定する残額)」とする。 項第二号中「贈与税の課税価格」とあるのは、「贈与税の課税価格(租税特別措置法第七十条の三 前項の規定の適用がある場合における相続税法第四十九条の規定の適用については、同条第一

項の規定の適用を受けようとする場合又は受けた場合は、適用しない。 租税の減免、徴収猶予等に関する法律(昭和二十二年法律第百七十五号)第四条又は第六条第二 前二項の規定は、相続時精算課税適用者が第一項の土地又は建物について災害被害者に対する

金曜日

八号口中「第二十一条の十二及び」を「第二十一条の十一の二から」に、「の規定を」を [号口中「第二十一条の十二及び」を「第二十一条の十一の二から」に、「の規定を」を「までの規第七十条の六の八第二項第三号ロ、第七十条の七第二項第五号ロ及び第七十条の七の五第二項第 第七十条の四第三項第二号中「前条第一項」を「第七十条の三第一項」に改める。 前項に定めるもののほか、第一項及び第二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

令和 **5** 年 **3** 月 **31** 日

定(第七十条の三の二の規定を含む。)を」に改める。

法等改正法附則第十条の四第一項の規定による認定を行つた場合」に、「当該受贈者又は」を「当該認定医療法人の認定移行計画の変更(移行期限に係るものに限る。)について、平成十八年医療 第二項第一号中「第七十条の七の十二第二項」を「第七十条の七の十二」に改め、同条第十四項中 受贈者若しくは」に、「生じた」を「生じた旨又は当該変更について当該認定を行つた」に改める。 十二月三十一日」に改める 「又は同項」を「若しくは同項」に、「又は第六項」を「若しくは第六項」に、「場合」を「場合又は 第七十条の七の十第一項及び第七十条の七の十一第二項中「令和五年九月三十日」を「令和八年 第七十条の七の九第一項中「令和五年九月三十日」を「令和八年十二月三十一日」に改め、同条

> あるのは「、」に、「第五項又は」を「第五項若しくは」に改める。 を行つた」に、「同項中「第一項」とあるのは「」を「第七十条の七の九第十四項中「、第一項」と 局長が」を削り、「知つた」を「知つた場合又は当該認定医療法人の認定移行計画の変更(移行期限 加え、「又は同項」を「若しくは同項」に改め、「厚生労働大臣又は地方厚生局長若しくは地方厚生支 条第十四項中「規定は」の下に「、厚生労働大臣又は地方厚生局長若しくは地方厚生支局長が」を に係るものに限る。) について、平成十八年医療法等改正法附則第十条の四第一項の規定による認定 第七十条の七の十二第一項中「令和五年九月三十日」を「令和八年十二月三十一日」に改め、

項第二号」に改め、同項第四号中「第三十六条第一項第一号」を「第三十七条第一項第一号」に改 条第四項中「第三十六条の」を「第三十七条の」に改め、同項第二号中「第四項第二号」を「第五 第七十条の七の十四第一項中「令和五年九月三十日」を「令和八年十二月三十一日」に改め、同第七十条の七の十三第一項中「令和五年九月三十日」を「令和八年十二月三十一日」に改める。

項」に改める。 に改め、同項第二号及び第三号中 第七十条の十三第四項第一号中 「第七十条の二の二第二十一項」を「第七十条の二の二第二十三 「第七十条の二の二第十七項」を「第七十条の二の二第十九項」

める。

第七十二条第一項及び第七十七条中「令和五年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」

める。 第七十八条及び第八十条第四項中「令和五年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」

に改め

八年三月三十一日」に改める。 第八十条の三第一項、第八十三条及び第八十三条の二の二中「令和五年三月三十一日」 を 令和 令

和七年三月三十一日」に改める。 第八十三条の二の三並びに第八十三条の三第一項及び第三項中 「令和五年三月三十一日」

中「(次号」を「(同号」に改める。 第八十四条の二中「令和五年三月三十一日」 を「令和十三年三月三十一日」に改め、 同条第一号

十六条の六第一項において同じ。)」を加える。 第八十五条第二項中「譲渡に係る」の下に「対価の額(」を、「対価の額」の下に「をいう。

第八十六条第一項中「。以下この条」を「。以下この項及び次項並びに第八十六条の六第一 三項

を「から第六項まで及び」に、「それぞれ」を「、それぞれ」に改める。 合を含む。)の規定の適用により消費税が徴収された」に改め、同条第三項中「及び第五項並びに」 第八十六条の二第二項ただし書中「の規定の適用があつた」を「(同条第六項において準用する場

を加える。 第六項中「若しくは」の下に「課税貨物(」を、「課税貨物」の下に「をいう。次条において同じ。)」第八十六条の五第一項中「事業者をいう。以下この条」の下に「及び次条第一項」を加え、同条第八十六条の四第一項中「次条」の下に「及び第八十六条の六」を加える。

第六章第一節中第八十六条の六を第八十六条の七とし、第八十六条の五の次に次の一条を加える。 (カジノ業務に係る仕入れに係る消費税額の控除の特例)

第八十六条の六 消費税法第三十条第一項の規定は、認定設置運営事業者(特定複合観光施設区域 整備法第二条第九項に規定する認定設置運営事業者をいい、消費税法第九条第一項本文の規定に るものを除く。次項及び第四項において同じ。)若しくは特定課税仕入れ又は保税地域から引き取 第一項に規定する特定課税仕入れをいう。以下この項、次項及び第四項において同じ。)に該当す 仕入れ(同法第二条第一項第十二号に規定する課税仕入れをいい、特定課税仕入れ(同法第五条 法第二条第一項第一号に規定する国内をいう。次項及び第四項において同じ。)において行う課税 より消費税を納める義務が免除される事業者を除く。次項及び第四項において同じ。)が、国内(同

金曜日

その課税期間における資産の譲渡等(同法第二条第一項第八号に規定する資産の譲渡等をいう。 ときは、この限りでない。 ジノ業務収入の合計額を加算した金額に比し僅少である場合として政令で定める場合に該当する 業務収入」という。)の合計額が当該課税期間における資産の譲渡等の対価の額の合計額に当該力 項の規定によりカジノ業務に係るものとして経理されるべきもの(以下この項において「カジノ 以下この項において同じ。)の対価以外の収入のうち特定複合観光施設区域整備法第二十八条第二 課税仕入れ等の税額をいう。次項及び第四項において同じ。)については、適用しない。ただし、 て経理されるべきものに限る。) に係る課税仕入れ等の税額(消費税法第三十条第二項に規定する る課税貨物(これらのうち特定複合観光施設区域整備法第二十八条第二項の規定によりカジノ業 (同法第二条第八項に規定するカジノ業務をいう。以下この条において同じ。)に係るものとし

第四号に規定する特例申告に関する決定の通知を受けた日。第一号及び第四項において同じ。)かの項において同じ。)を提出した場合には、当該特例申告書を提出した日又は同法第三十条第一項 仕入れに係る消費税額をいう。以下第四項までにおいて同じ。)から控除する。この場合において、 同日の属する課税期間における仕入れに係る消費税額(同法第三十二条第一項第一号に規定する にのみ供した日が次の各号に掲げる期間のいずれに属するかに応じ当該各号に定める消費税額を 課税期間が前項ただし書の規定の適用を受ける課税期間である場合を除き、当該カジノ業務の用 ら三年以内にカジノ業務の用にのみ供したときは、当該カジノ業務の用にのみ供した日の属する る課税貨物につき特例申告書(同法第二条第一項第十八号に規定する特例申告書をいう。以下こ は当該特定課税仕入れの日又は当該保税地域からの引取りの日(当該調整対象固定資産に該当す 費税を納める義務が免除される者を除く。)が当該調整対象固定資産を当該課税仕入れの日若しく 第四項において同じ。)を含むものとし、これらの者のうち同法第九条第一項本文の規定により消 る事業を承継した分割承継法人(同法第二条第一項第六号の二に規定する分割承継法人をいう。 号に規定する合併法人をいう。第四項において同じ。)及び分割により当該調整対象固定資産に係 当該課税仕入れ若しくは特定課税仕入れ又は当該課税貨物に係る課税仕入れ等の税額につきカジ 定課税仕入れを行い、又は調整対象固定資産に該当する課税貨物を保税地域から引き取り、かつ、 定する調整対象固定資産をいう。以下この項及び第四項において同じ。)の課税仕入れ若しくは特 ノ業務以外の業務の用に供するものとして同法第三十条第一項の規定の適用を受けた場合におい 認定設置運営事業者が、国内において調整対象固定資産(消費税法第二条第一項第十六号に規 該控除をした後の金額を当該課税期間における仕入れに係る消費税額とみなす。 当該認定設置運営事業者(合併により当該事業を承継した合併法人(同法第二条第一項第五

入れ等の税額(次号及び第三号において「調整対象税額」という。)に相当する消費税額 含む。第四項第一号において同じ。)の規定の適用を受けた当該調整対象固定資産に係る課税仕 での期間 消費税法第三十条第一項(同条第二項の規定の適用がある場合には、同項の規定を 資産に該当する課税貨物の保税地域からの引取りの日からこれらの日以後一年を経過する日ま 当該調整対象固定資産の課税仕入れの日若しくは特定課税仕入れの日又は当該調整対象固定

三分の二に相当する消費税額 前号に掲げる期間の末日の翌日から同日以後一年を経過する日までの期間 調整対象税額の

三分の一に相当する消費税額 前号に掲げる期間の末日の翌日から同日以後一年を経過する日までの期間 調整対象税額の

令和 **5** 年 **3** 月 **31** 日

3 入れ若しくは特定課税仕入れ又は当該課税貨物に係る課税仕入れ等の税額につきカジノ業務の用 を行い、又は調整対象固定資産に該当する課税貨物を保税地域から引き取り、かつ、当該課税仕 属する課税期間の消費税法第三十条第一項に規定する課税標準額に対する消費税額に加算する。 れない金額を課税資産の譲渡等に係る消費税額とみなして当該カジノ業務の用にのみ供した日の 間における仕入れに係る消費税額から控除して控除しきれない金額があるときは、当該控除しき 前項の規定により同項各号に定める消費税額をカジノ業務の用にのみ供した日の属する課税期 認定設置運営事業者が、国内において調整対象固定資産の課税仕入れ若しくは特定課税仕入れ

> ける仕入れに係る消費税額とみなす。 れに係る消費税額に加算する。この場合において、当該加算をした後の金額を当該課税期間にお 期間のいずれに属するかに応じ当該各号に定める消費税額を同日の属する課税期間における仕入 務の用にのみ供したときは、当該カジノ業務以外の業務の用にのみ供した日が次の各号に掲げる 当該特定課税仕入れの日又は当該保税地域からの引取りの日から三年以内にカジノ業務以外の業 税を納める義務が免除される者を除く。)が当該調整対象固定資産を当該課税仕入れの日若しくは た分割承継法人を含むものとし、これらの者のうち消費税法第九条第一項本文の規定により消費 併により当該事業を承継した合併法人及び分割により当該調整対象固定資産に係る事業を承継し に供するものとして第一項本文の規定の適用を受けた場合において、当該認定設置運営事業者(合

- いう。) に相当する消費税額 該調整対象固定資産に係る課税仕入れ等の税額(次号及び第三号において「調整対象税額」と らの引取りを行つたとした場合に消費税法第三十条第一項の規定により控除することとなる当 税仕入れ若しくは特定課税仕入れ又は当該調整対象固定資産に該当する課税貨物の保税地域か での期間 当該カジノ業務以外の業務の用にのみ供した日において当該調整対象固定資産の課 資産に該当する課税貨物の保税地域からの引取りの日からこれらの日以後一年を経過する日ま 当該調整対象固定資産の課税仕入れの日若しくは特定課税仕入れの日又は当該調整対象固定
- 三分の二に相当する消費税額 前号に掲げる期間の末日の翌日から同日以後一年を経過する日までの期間 調整対象税額の

調整対象税額の

- 三分の一に相当する消費税額 前号に掲げる期間の末日の翌日から同日以後一年を経過する日までの期間
- 第八十七条を次のように改める。 前各項に定めるもののほか、この条の規定の適用に関し必要な事項は、 政令で定める

(承認酒類製造者に対する酒税の税率の特例)

**第八十七条** 承認酒類製造者のうち、その年度(その年の四月一日からその年の翌年三月三十一日 により計算した金額の累計額をいう。)の区分に応じ、同法第二十三条又は次条の規定により計算 おいて、当該承認酒類製造者がその年度に製造場から移出する酒類(当該移出につき同法第三十 次項及び第九項において「前年度課税移出数量」という。)が三千キロリットル以下である者が、 条第一項の規定又は第八十七条の六第一項の規定の適用を受けるものを除く。)の数量(その年度 した金額にそれぞれ当該各号に定める割合を乗じて計算した金額とする。 出をしたときまでに製造場から移出する当該酒類に係る同法第二十三条又は次条に規定する税率 わらず、次の各号に掲げる当年度酒税累計額(当該承認酒類製造者がその年度の初日から当該移 のものに限る。次項において同じ。)に係る酒税の税額は、同法第二十三条及び次条の規定にかか において同じ。)を受けている酒類と同一の品目(同項に規定する品目をいう。次項において同じ。) り製造免許(同項に規定する製造免許をいう。以下この条、第八十七条の六及び第八十七条の八 の規定の適用を受けるものを除くものとし、当該承認酒類製造者が同法第七条第一項の規定によ 条第三項(同項に規定する酒類をその移入した製造場から更に移出したときに係る部分に限る。) 令和六年四月一日から令和十一年三月三十一日までの間に製造場から当該酒類を移出する場合に の前年度の末日において当該承認酒類製造者との間に完全支配関係がある者の当該数量を含む。 において単に「製造場」という。)から移出した酒類(酒税法第二十八条第一項若しくは第二十九 までの間をいう。以下この条において同じ。)の開始前一年間における酒類の製造場(以下この条

- 五千万円以下の金額 百分の八十
- 五千万円を超え八千万円以下の金額 百分の九十
- 八千万円を超え一億円以下の金額 百分の九十五
- 同表の当該中欄に掲げる同項各号に定める割合は、 は、承認酒類製造者がその年度に製造場から移出する酒類に係る前項の規定の適用については、 て「特定品目前年度課税移出数量」という。)が次の表の上欄に掲げる数量である年度があるとき 前項の場合において、前年度課税移出数量のうちいずれか一の品目の数量(以下この項にお 同表の当該下欄に定める割合とする。

百分の九十八・七五	百分の九十五	
百分の九十七・五	百分の九十	
百分の九十五	百分の八十	千三百キロリットル超
百分の九十七・五	百分の九十五	
百分の九十五	百分の九十	
百分の九十	百分の八十	キコリットルメドーキーリットルを超え千三百
百分の九十六・二五	百分の九十五	
百分の九十二・五	百分の九十	] <u>]</u>
百分の八十五	百分の八十	ロリットル以下四百キロリットルを超え千キ
割合	割合	特定品目前年度課税移出数量

第一項の規定は、次に掲げる者には、適用しない。

3

- 一 その年度の前年度の末日において資本金の額又は出資金の額が三億円を超え、かつ、常時使一 その年度の前年度の末日において常時使用する従業員の数が三百人を超える個人
- ある去人 その年度の前年度の末日において特定大法人との間に当該特定大法人による完全支配関係が二 その年度の前年度の末日において特定大法人との間に当該特定大法人による完全支配関係が「用する従業員の数が三百人を超える法人(次号及び第四号において「特定大法人」という。)
- 五 酒税法第七条第一項の規定により製造免許を受けている者以外の者とみなした場合において当該いずれか一の特定大法人と当該法人との間に当該いずれか一の特定大法人と当該法人との間に当該いずれか一の特定大法人と当該法人との間に当該いずれか一の特定大法人が有するものの年度の前年度の末日において、法人との間に完全支配関係がある全ての特定大法人が有四 その年度の前年度の末日において、法人との間に完全支配関係がある全ての特定大法人が有
- 七 その年度の前年度の末日以前二年内において酒税の滞納処分を受けた者より製造免許を受けている者であつて、当該製造免許以外の酒類の製造免許を受けていない者、 酒税法第七条第三項(第四号に係る部分に限る)の規定の適用を受けて同条第一項の規定に
- ハ 酒税法第十条第三号から第五号まで又は第七号から第八号までに規定する者
- は第八十六条の四の規定による命令に違反した者 一 酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律(昭和二十八年法律第七号)第八十四条第二項又
- ・・・ この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる
- 製造者をいう。 一の製造場。次項及び第七項において同じ。)の所在地を所轄する税務署長の承認を受けた酒類一の製造場。次項及び第七項において同じ。)の所在地を所轄する税務署長の承認を受けた酒類うことができると認められるものとして、製造場(二以上の製造場を有するときは、いずれか一 承認酒類製造者 酒税の保全のために酒類業の健全な発達に資する取組を適正かつ確実に行
- 係がある法人相互の関係をいう。 
  において「当事者間の完全支配の関係」という。)又は一の者との間に当事者間の完全支配の関 
  において「当事者間の完全支配の関係」という。)又は一の者との間に当事者間の完全支配の関 
  出資を除く。)の全部を直接若しくは間接に保有する関係として政令で定める関係(以下この号 
  二 完全支配関係 一の者が法人の発行済株式若しくは出資(当該法人が有する自己の株式又は
- 酒類製造業に係る経営基盤の強化のための技術の向上その他の政令で定めるものについての計画定める事項を記載した申請書に、酒類業の健全な発達に資するために必要な取組としてその者の前項第一号の承認を受けようとする者は、その者の住所及び氏名又は名称その他の財務省令で

- 署長に申請しなければならない。 項から第八項までにおいて「事業計画書」という。)を添付して、製造場の所在地を所轄する税務期間、目標、その目標を達成するための措置その他の財務省令で定めるものを記載した書面(次
- 当該申請の却下をする。 月以内に、当該申請の承認をし、又は当該申請をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、月以内に、当該申請の承認をし、又は当該申請をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、
- stする場合 前項の申請書又は事業計画書に不備又は不実の記載があると認められる場合その他これらに
- 第八項の規定により承認を取り消された日から一年を経過するまでの者である場合
- 当該申請前二年内において酒税の滞納処分を受けた者である場合
- 第三項第八号又は第九号に掲げる者である場合
- 当該各号に定める日に遡つて、その承認を取り消すことができる。 承認酒類製造者が次の各号のいずれかに該当する場合には、第六項の承認をした税務署長は、
- 事業計画書の記載に従つて取組が行われていないと認められる場合 事業計画書の記載に従前項に規定する書面に偽りの記載をして提出した場合 当該書面に係る対象年度の初日
- 1、 質免)特内に大き受けて易な、 角変帯内に大き受けて日、 つて取組が行われていないと認められる期間の初日
- 酒税の滞納処分を受けた場合 当該滞納処分を受けた日
- 定する場合 これらの場合に該当することとなつた日四 第三項第八号若しくは第九号に掲げる者に該当することとなつた場合又は第六項第一号に規
- 項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。一部を承継した者の前年度課税移出数量の計算及び第四項第一号の承認に関する手続その他前各一部を承継した者の前年度課税移出数量の計算及び第四項第一号の承認に関する手続その他前各

## 第八十七条の四 削除 第八十七条の四を次のように改める。

- 第八十八条の二第一項中「令和五年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改める。税を納付する義務を負う。この場合における酒税の徴収については、前項の規定を準用する。した者と連帯して当該酒類の譲渡についての第一項の規定による免除に係る酒税額に相当する酒は、当該酒類を譲り受けた者(同項本文に規定する所持をした者を含む。)は、当該酒類を譲り渡は、当該酒類を譲り受けたおいで国内において同項に規定する酒類の譲渡等がされたとき

第九十条の三の三第一項及び第九十条の三の四第一項中「令和五年三月三十一日」を「令和 第八十九条第四項ただし書中「(昭和二十二年法律第百七十五号)」を削る 第八十八条の七第一項中「令和五年三月三十一日」を「令和十年三月三十一日」に改める。

三月三十一日」に改める。 第九十条の四第一項中「令和五年三月三十一日」を「令和十年三月三十一日」に改める。

三十一日」に改める。 第九十条の六第一項及び第九十条の六の三第一項中「令和五年三月三十一日」を「令和十年三月 第九十条の四の三第一項中「電気事業法」の下に「(昭和三十九年法律第百七十号)」を加える。

-和十年三月三十一日まで」に、「一万三千円」を「一万八千円」に改める 第九十条の八中「令和四年四月一日から令和五年三月三十一日まで」を 「令和五年四月一日 から

十年三月三十一日」に改める。 

第九十条の十二第一項中「令和三年五月一日から令和五年四月三十日まで」を「令和五年五月 第九十条の九第一項中「令和五年三月三十一日」を「令和十年三月三十一日」に、「九千七百五十 「令和十年三月三十一日」に改める。 を「一万三千五百円」に改め、同条第二項から第六項までの規定中「令和五年三月三十一日」

(1)を次のように改める。 の間は、令和十二年度基準エネルギー消費効率に」に、「数値以上」を「数値以上)」に改め、 イ⑵中「この号」の下に「及び第六号二②」を加え、「)に」を「)以上(令和七年四月三十日まで から令和八年四月三十日まで」に改め、同項第二号ロ中「道路運送車両法」を「車両総重量が三・ トンを超える自動車のうち、道路運送車両法」に、「自動車に」を「ものに」に改め、同項第四号 同号口

第九十条の十二第一項第四号ハ⑴を次のように改める。 油軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。 平成三十年揮発油軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年揮発

油軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の三を超えないこと。 平成三十年揮発油軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年揮発

第九十条の十二第一項第四号二(1)を次のように改める。

油軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。 平成三十年揮発油軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年揮発

得た数値以上)であり、かつ、」を加え、同号口(1)を次のように改める。 を削り、同号イ②中「エネルギー消費効率が」の下に「、令和十二年度基準エネルギー消費効率以 安基準で財務省令で定めるもの(以下この条において「平成二十一年軽油軽中量車基準」という。)」 は同項の規定により平成二十一年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保 和七年四月三十日までの間は、」を加え、「数値以上」を「数値以上)」に改め、 同項第六号イ(1)中「又 を「以上)」に改め、同項第五号ロ中「が、」の下に「令和十二年度基準エネルギー消費効率以上(令 七年度基準エネルギー消費効率」を「令和四年度基準エネルギー消費効率」に、「に百分の百十五」 第九十条の十二第一項第四号二②中「平成二十七年度以降」を「令和四年度以降」に、「平成二十 (令和七年四月三十日までの間は、令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の九十を乗じて 「以上」に、「百分の百二十五)」を「令和四年度基準エネルギー消費効率に百分の百五」に、「以上」

平成三十年軽油軽中量車基準に適合すること。

第九十条の十二第一項第六号ハを削り、同号二(1)を次のように改める

平成三十年軽油軽中量車基準に適合すること

以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(第三項第三号ハ②において「令②中「平成二十七年度基準エネルギー消費効率」を「基準エネルギー消費効率であつて令和七年度 年五月一日から令和五年四月三十日まで」を「令和五年五月一日から令和八年四月三十日まで」に 消費効率」という。)」に、「以上」を「以上)」に改め、同号ホを同号ニとし、同条第二項中「令和三 のとして定められたもの(同号ハ2)及び第四項第三号ロ2)において「平成二十七年度基準エネルギー 費効率が基準エネルギー消費効率であつて平成二十七年度以降の各年度において適用されるべきも 和七年度基準エネルギー消費効率」という。)以上(令和七年四月三十日までの間は、エネルギー消 乗じて得た数値」を「令和四年度基準エネルギー消費効率」に改め、同号ニを同号ハとし、同号ホ 第九十条の十二第一項第六号二②中「平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百十五を 同項第一号イ(1)を次のように改める。

油軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。 平成三十年揮発油軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年揮発

九十条の十二第二項第一号口⑴を次のように改める。

(1)

油軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の三を超えないこと。 平成三十年揮発油軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十 年揮発

第九十条の十二第二項第一号ハ(1)を次のように改める。 (1) 油軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと 平成三十年揮発油軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十 -年揮発

うに改める。 を乗じて得た数値以上」を「令和四年度基準エネルギー消費効率以上)」に改め、 「令和四年度基準エネルギー消費効率に百分の九十五を乗じて得た数値以上」に、「百分の百二十) 第九十条の十二第二項第一号ハ②中「平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百十」を 同号二(1)を次のよ

(1) 油軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の三を超えないこと。 平成三十年揮発油軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年揮発

改める。 乗じて得た数値」を「令和四年度基準エネルギー消費効率」に改め、同項第二号イ⑴を次のように 第九十条の十二第二項第一号二②中「平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百十五を

(1) 平成三十年軽油軽中量車基準に適合すること

第九十条の十二第二項第二号口を削り、同号ハ⑴を次のように改める。

平成三十年軽油軽中量車基準に適合すること。

次のように改める。 分の七十五」を「百分の九十(令和七年四月三十日までの間は、百分の八十)」に改め、同号ロ⑴を 月三十日まで」を「令和五年五月一日から令和八年四月三十日まで」に改め、同項第一号イ②中「百 **ホを削り、同条第三項中「又は第九十条の十四第一項」を削り、「令和三年五月一日から令和五年四** 「令和四年度基準エネルギー消費効率に百分の九十五」に改め、同号ハを同号口とし、同号二及び 第九十条の十二第二項第二号ハ②中「平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百十」を

(1) 油軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の三を超えないこと。 平成三十年揮発油軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年揮発

第九十条の十二第三項第一号ハ(1)を次のように改める。

(1) 油軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと 平成三十年揮発油軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年揮発

「令和四年度基準エネルギー消費効率に百分の九十」に、「百分の百十五」を 「百分の九十五」 第九十条の十二第三項第一号ハ⑵中「平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百五」を に改

油軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の三を超えないこと 平成三十年揮発油軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年揮発

を と「百分の九十(令和七年四月三十日までの間は、百分の八十)」に改め、同項第三号イを次のよう「令和四年度基準エネルギー消費効率に百分の九十五」に改め、同項第二号ロ中「百分の七十五」第九十条の十二第三項第一号二②中「平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百十」を

- 乗用自動車のうち、次のいずれにも該当するもので財務省令で定めるもの
- 平成三十年軽油軽中量車基準に適合すること。
- 準エネルギー消費効率以上であること。四月三十日までの間は、百分の八十)を乗じて得た数値以上であり、かつ、令和二年度基、エネルギー消費効率が、令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の九十(令和七年
- 第九十条の十二第三項第三号ロ⑴を次のように改める。
- 平成三十年軽油軽中量車基準に適合すること。
- は、令和六年一月一日から令和七年四月三十日までの間)」を加え、同項第一号イ2(中「百分の六十」は、令和六年一月一日から令和七年四月三十日までの間」の下に「(第三号口に掲げる検査自動車にあつて一日から令和八年四月三十日まで」に改め、「の間」の下に「(第三号口に掲げる検査自動車にあつて中「若しくは第二項」を削り、「令和三年五月一日から令和五年四月三十日まで」を「令和五年五月中「若しくは第二項」を削り、「令和七年四月三十二十半一消費効率に百分の九十五(令和七年四月三十半一消費効率が」の下に「令和七年度基準エネルギー消費効率に百分の九十五(令和七年四月三十半一消費効率に所で、の下に「令和四年度基準エネルギー消費効率に百分の百五」を第九十条の十二第三項第三号口2(中「平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百五」を第九十条の十二第三項第三号口2(中「平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百五」を を 「百分の八十(令和七年四月三十日までの間は、百分の七十)」に改め、同号ロ(1)を次のように改
- 第九十条の十二第四項第一号ロ⑵中「平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百五」 (1) 油軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。 平成三十年揮発油軽中量車基準に適合し、 かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年揮発

を

令和四年度基準エネルギー消費効率に百分の九十」に改め、同号に次のように加える。 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下の貨物自動車のうち、 次のいずれにも該当

するもので財務省令で定めるもの 平成三十年揮発油軽中量車基準に適合し、かつ、 窒素酸化物の排出量が平成三十年揮発

〕 エネルギー消費効率が令和四年度基準エネルギー消費効率に百分の九十を乗じて得た数油軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の三を超えないこと。 値以上であること。

第九十条の十二第四項第二号ロ中「百分の六十」を 百分の七十)」に改め、同項に次の一号を加える。 「百分の八十(令和七年四月三十日までの間

次に掲げる軽油自動車

乗用自動車のうち、次のいずれにも該当するもので財務省令で定めるもの

平成三十年軽油軽中量車基準に適合すること。

(2)(1)準エネルギー消費効率以上であること。四月三十日までの間は、百分の七十)を [月三十日までの間は、百分の七十)を乗じて得た数値以上であり、かつ、令和二年度基エネルギー消費効率が、令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の八十(令和七年

するもので財務省令で定めるもの 車両総重量が三・五トンを超える乗合自動車又は貨物自動車のうち、 次のいずれにも該当

平成二十八年軽油重量車基準に適合すること。

た数値以上であること。 エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得

である」を「次の各号に掲げる検査自動車にあつては、当該各号に定める」に改め、同項に次の各エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百二十を乗じて得た数値以上第九十条の十二第五項中「同項第四号イ、第五号又は第六号イに掲げる検査自動車にあつては、 号を加える。

準エネルギー消費効率に百分の百二十を乗じて得た数値以上である検査自動車四月三十日までの間に同項の規定の適用を受けたもの エネルギー消費効率が 同に同項の規定の適用を受けたもの エネルギー消費効率が令和十二年度基第五号又は第六号イに掲げる検査自動車で令和六年一月一日から令和七年

> 準エネルギー消費効率に百分の百二十五を乗じて得た数値以上である検査自動車 |月三十日までの間に同項の規定の適用を受けたもの | エネルギー消費効率が令和十二年度基 第一項第四号イ、第五号又は第六号イに掲げる検査自動車で令和七年五月一日から令和八年

特例)の規定による自動車重量税」とする。 もの及び租税特別措置法第九十条の十二の二第三項後段(自動車重量税の納付の事実の確認等の の規定の適用については、同法第五十五条第四項中「次に掲げるもの」とあるのは、「次に掲げる 第九十条の十二の二第四項中「百分の十」を「百分の三十五」に改め、同条第七項中「前三項」 「第四項から第六項まで」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項の次に次の一項を加える。 第三項後段の規定の適用を受けた第二項の申請をした者又はその一般承継人に対する法人税法

7

項を次のように改める。 第九十条の十四の見出し中「車両安定性制御装置等」を「側方衝突警報装置等」に改め、 同条第

第九十条の十四第二項を削り、同条第三項中「(被牽引自動車を除く。)」を削り、「(第一項」を「(前 同法第七条第一項)の規定により計算した金額に百分の五十を乗じて計算した金額とする。 にかかわらず、同項(第九十条の十二第三項各号及び第四項各号に掲げる検査自動車にあつては、 る自動車重量税の税額は、自動車重量税法第七条第一項の規定及び第九十条の十一第一項の規定 十一条第四項の規定により自動車検査証の交付を受ける場合には、当該自動車検査証の交付に係 ついて令和五年五月一日から令和六年四月三十日までの間に初めて同法第六十条第一項又は第七 側方衝突警報装置及び衝突被害軽減制動制御装置を装備したものとして財務省令で定めるものに いずれにも適合する検査自動車(第九十条の十二第二項の規定の適用があるものを除く。)のうち、 務省令で定めるもの(第三項において「衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準」という。)の 被害軽減制動制御装置」という。)に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で財 障害物との衝突に対する安全性の向上を図るための装置(以下この項及び第三項において「衝突 及び同条第一項の規定により令和七年九月一日以降に適用されるべきものとして定められた前方 技術基準で財務省令で定めるもの(次項において「側方衝突警報装置に係る保安基準」という。) び次項において「側方衝突警報装置」という。)に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の きものとして定められた左側面への衝突に対する安全性の向上を図るための装置(以下この項及 であつて、道路運送車両法第四十一条第一項の規定により令和四年五月一日以降に適用されるべ に改め、同項を同条第二項とし、同項の次に次の一項を加える。 車両総重量が八トンを超える貨物自動車(被牽引自動車を除く。次項及び第三項において同じ。)

ンを超える貨物自動車であつて、道路運送車両法第四十一条第一項の規定により令和七年九月一 らず、同項(第九十条の十二第四項各号に掲げる検査自動車にあつては、 重量税の税額は、自動車重量税法第七条第一項の規定及び第九十条の十一第一項の規定にかかわ 四項の規定により自動車検査証の交付を受ける場合には、当該自動車検査証の交付に係る自動車 和五年五月一日から令和八年四月三十日までの間に初めて同法第六十条第一項又は第七十一条第 く。)のうち、衝突被害軽減制動制御装置を装備したものとして財務省令で定めるものについて令 する検査自動車(第一項又は第九十条の十二第二項若しくは第三項の規定の適用があるものを除 日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準に適合 専ら人の運送の用に供する自動車(財務省令で定めるものに限る。)又は車両総重量が三・五ト 同法第七条第一項) の

第十一条 税理士法 の二第一項 第四条第三号及び第五条第一項第一号イ中 (昭和二十六年法律第二百三十七号)の一部を次のように改正する。 「及び第四十六条」を「、第四十六条及び第五十四

条

(税理士法の一部改正)

規定により計算した金額に百分の七十五を乗じて計算した金額とする。